

(1582年)

天正10年5月19日、安土饗応における能の不手際への考察

2018/3/2 河田容英

本論の主旨

天正10年(1582年)5月の徳川家康の上洛にともない、安土において織田信長が家康をもてなした饗応では数々の不手際が起こったことが記録されている。

この饗応は「本能寺の変」による信長の死のわずか2週間前に行われたものであり、かなり意味深い出来事であると言える。しかし料理においては明智光秀が担当していた饗応役から急遽外され、丹波長秀と安土三奉行の堀秀政・長谷川秀一・菅屋長頼に交替となった。宿舎においては『川角太閤記』にも記しているように、明智光秀邸から堀秀政邸、あるいは大宝坊所へと徳川家康の宿舎が代わっている。また能と舞の席では、梅若大夫の能がひどく、体をなさないほどだった為、信長が折檻・叱責したとまで記録されている。

本論ではこの一連の不手際のなかで能を演じていた梅若大夫に焦点を当て、この梅若大夫が何者だったのか。またなぜこの梅若大夫は信長に折檻されるほど体をなさない能を演じてしまったのかを、梅若大夫の置かれていた状況的・背景から推し量り、それと合わせて饗応の手配をすることになっていた明智光秀の意図がどのようなものであったのかについて考察してみる事としたい。

能が披露された背景

天正10年(1582年)5月19日、織田信長は一連の饗応のなかで安土御山総見寺に家康を招いて舞と能を鑑賞する席を設ける。しかしこの席での梅若大夫の猿楽がひどく、体をなさないほどの大失態となった為、織田信長が、梅若大夫を折檻したことが以下に引用する各書には記録されている。

この会に出席していた堺の茶人、津田宗及は『[宗及他会記](#)』で以下のように記している。

「五月十九日 於安土惣見寺 参州之家康ニ御舞・御能見物させられ候、上様被成 御成、本堂ニ而御見物、城介様各御壹門ノ御衆、何モ被成 御出、舞能御見物、堺衆十人斗参候、始ニ而幸若八郎九郎兩三人、長龍露拂、本舞たいしよくわん、こいまひふしミ、ときわ、其芙已後、即、丹波梅若太夫御能仕候、脇ノ能見もすそ、次ニめくらさたといふ能いたし候、其時、**上様御氣色あしく候而、直ニしからしられ候、太夫罷歸候へ之由被 仰出候**」

『宇野主水日記』にも天正10年5月の出来事が以下のように綴られている。

「五〇〇(月十)五日 徳川、穴山安土へ爲御禮被罷上訖。十八日於安土惣見寺、幸若大夫久世舞まひ申候。其次ニ、丹波猿楽梅若大夫御能仕候。
幸若ハ一段舞御感にて金十枚當座ニ被下之。**梅若大夫御能わろく候て、御機嫌ハあしく御座候つれども、これにも金十枚被下之。**」

※『宇野主水日記』では18日の出来事と述べてあるが、実際は19日の間違いである。

さらに太田牛一の記した『[信長公記](#)』にも同様に、梅若大夫があまりに不出来であったので信長が怒って折檻したと以下のように述べられている。

「五月十九日、安土御山惣見寺において、幸若八郎九郎大夫に舞をまはせ、次の日は、四座の内は珍しからず、丹波猿楽、梅若大夫に能をさせ、家康公召し列れられ候衆、今度、道中辛勞を忘れ申す様に、見物させ申さるべき旨、上意にて、御棧敷の内、近衛殿・信長公・家康公・穴山梅雪・長安・長雲・友閑・夕庵。御芝居は御小姓衆・御馬廻・御年寄衆、家康公の御家臣衆ばかりなり。

(中略)

梅若大夫御能仕り候折節、御能不出来に見苦敷候て、梅若大夫を御折檻なされ、御腹立ち大形ならず」

また『[川角太閤記](#)』には以下のような記述がある。

御能梅若大夫に被仰付候 まひは幸若大夫と相聞申候、幸若八郎九郎まひ殊の外家康卿感被成さらは幸若今一番仕候へと楽屋に御使を被立候其舞は和田さかもりをまひ申候、右より猶出来とて金子百両帷子五十被遣候、梅若にも御音物は同様なり、乍去梅若能不出来故重而どふわすれなと仕候其頸を可被成御勿と後に宿へ御使被立候と承候事

『宗及他会記』、『宇野主水日記』、『信長公記』、『川角太閤記』いずれも共通して、梅若大夫の能によって信長が機嫌が悪くなり、梅若大夫を折檻・叱責したと述べている。

信長に折檻された梅若大夫とは何者か？

さて家康を招いての重要な宴で、そこまで信長を怒らせてしまった「梅若大夫」とは一体何者だったのだろうか。この「梅若大夫」とは丹波を本拠地とした梅若家の猿楽師（能楽師）の芸称である。よって梅若大夫は、梅若家の者が代々継承する呼び名であるので、これが必ずしも特定の個人を表わしているという訳ではない。

現在でも梅若家は56世・梅若玄祥へと引き継がれている能家である。こうした現代に至るまでの梅若家の存在を踏まえ、まずは初期から戦国時代までの梅若家の歴史を紐解くことにより、この梅若大夫が一体どのような人物であったのかについての考察から始める事としたい。

歴代の梅若大夫

天正10年（1582年）5月の能を演じた梅若大夫が誰かを考えるに先立ち、まずは梅若家および、梅若家につながる人物たちを取上げて説明しておく。

梅若家の系譜は『[大日本人名辞書](#)』を参照とした。

初代：橘諸兄

梅若家の系譜は、奈良時代の橘諸兄（たちばなのもろえ）から始まっているとされているが、あくまでもそれは伝承のレベルでしかない。この頃はもちろん、後代に見られるような猿楽師としての家の性格はまだ持ち合わせていない。

10世・梅津友時（？ ～ 888年）

その後、10世の友時が梅津姓（従五位下梅津兵庫頭友時）を名乗るようになり、ここから「梅」の字が使われるようになる。（ただまだ姓は梅津である）

友時は、山城の国梅津村（現在の京都市右京区梅津）に住んでいたが、その後丹波の国大志麻（綾部市大志麻）に移り住むことになる。10世・梅津友時の法名は『真光院殿浄雲徳行大居士』であり、仁和4年（888年）5月3日卒となっている。

※梅若の者は、何世かが表記によって異なっていることがある。これは橘諸兄から数える場合と、10世の梅津友時から数える場合があるからである。本文では初代とされている橘諸兄からの世数に統一して記載することにする。

丹波猿楽梅若の名が最初に文献に出ているのは『看聞御記』で、応永23年（1416年）3月9日の条に「仙洞に猿楽あり梅若仕る」とある。よってこの頃からこの一族は猿楽師として知られて、既に活動をしていたと思われる。

37世・梅若景久（1465年～1528年）

文明13年（1481年）正月20日、まだ16歳であった37世・梅若景久が、御土御門天皇のために禁中で『蘆刈り』を披露して紫下白幕を下賜され、「若」の一字を賜ったとされている。これにより以後「梅津」→「梅若」と改姓し、以降、正式に梅若を名乗ることになった。

この経緯は、「後土御門天皇口宣案」という文書に以下のように述べられている。

吾祖従五位梅津友時ヨリ二十八世之孫兵庫頭景久当時梅津ヲ氏トス。景久若年ニシテ乱舞之妙ヲ得タル事叡聞クニ達シ畏クモ御土御門天皇文明十三年正月二十日禁内ニ召サレテ芦刈之舞曲ヲ奉奏ス。歳甫シテ十六。皇上景久之若齡ニシテ能ク其技ニ通スルヲ御感賞アラセラレ右少弁藤原俊名ニ命シテ若之一字ヲ下シ賜ル。爾後梅津ヲ改メテ梅若ト称ス。又凶ニホス所之菊之御紋付紫下白御幕ハ其時御賞辞ト共ニ下シ賜ハリシ也。

また『何鹿郡誌』にも以下のように梅若家の歴史について言及されている。

中筋村なれど今知れず。梅若氏は能樂の名家なり。其祖は井手左大臣橘諸兄より出づ。諸兄十世の孫友時、山城葛野郡梅津村に住し、梅津氏と改称す。後承平中（九三一～九三七）丹波國に移住し、何鹿郡大志麻の庄を領す。友時二十八世の孫を景久という。景久幼にして乱舞を好み、其の技天稟に出づ。文明十三年正月二十日（一四八一）紫宸殿の御能に召されて、芦刈を演ず。時に年十六。後土御門天皇、その技を賞し、菊の御紋附下白の幕及若の一字を賜り、梅若大夫という。これより姓を改めて梅若と称す。

37 世・梅若景久は特に猿楽の才能を有していた人物であった。よって景久の代から改姓して「梅若大夫」と名乗り、その後、梅若は猿楽師として知られた一族になっていったようである。

梅若景久の位牌には、享禄元戊子年（1528 年）七月十三日卒とあるので、64 歳程で亡くなったことになる。現在の京都府船井郡世木村字殿田には関殿山宗源寺（曹源寺）があり、そこには今でも梅若景久の位牌が残され、法号は「徳称院梅永若賜景久大居士」と記されている。

梅若景久が氏神としていた「梅若大明神」は、現在の京都府綾部市大島町の「梅の森」と呼ばれる場所にあり猿田彦命が祀られている。「梅若大明神」は、もともと京都太秦の梅若大社から分霊された社である。（梅若大社は、梅若家の先祖とされる橘諸兄の母に由来する神社である）その後、福田神社の境内に移されており、籠堂の南隣りに現在でもその社が残っている。

38 世・梅若家久（？ ～ 1541 年）

38 世は、梅若景久の子であるとされている梅若家久という人物である。曹源寺にある位牌によると「春応院梅真静雲浄源居士、天文十三甲辰正月十三日歿」とある。

『猿楽伝記下』には以下のような言及がある。

梅若太夫は其家一流にて先祖信玄の大夫也 太閤の御代御先祖以来の知行故丹波に在し権現様御代になり四座の家立猿楽も相極候由承り及び江戸へ罷出被召出度よし頭ふ所四座と太夫も定まりたる上なれば百石被下観世座のツレ被仰付一族同名余多にして本家は梅若九郎右衛門也。

ここに「梅若大夫は其の家一流にて、その先祖は信玄の大夫なり」とある。武田信玄が甲斐で家督を継いだのは天文十年（1541 年）六月であるので、その時期の前後に該当する梅若家久、および次に紹介する 39 世・広長は、一時期、武田信玄に仕えていた可能性があるのかもしれない。

39 世・梅若広長（？ ～ 1583 年）

家久の子、39 世・広長（初め家久と称す）は美聲で知られ、妙音大夫と呼ばれた。上林（現在の京都府南丹市美山町宮脇）に住んでいたとされている。梅若広長の位牌には「宝岸院梅応治慶妙音大居士」天正十一年（1583 年）癸未六月二日歿と記されている。この死亡の原因については後ほど詳しく述べたいと思う。

広長の父親に関しては、先に述べた「梅若家久」であるという説と、「梅若直久」であるという説があり非常に錯綜している。それだけでなく広長は家久と名乗っていたという時期があったり、広長は家久の孫で二人の間には父親となるもう一人（直久？）いたりする説もあるので、かなり混乱させられる。

「広長、家久、直久」を梅若家のなかでどのように位置づけるかは、重要なポイントであると考えている。なぜならこれこそが天正十年の信長の饗応で、体をなさない能を披露して信長に折檻さ

れた「梅若大夫」が誰だったのかという事と関係しているからである。

能の披露は5月19日の出来事であったが、その日について言及している先に紹介した4冊、『宗及他会記』、『宇野主水日記』、『信長公記』、『川角太閤記』のいずれもが単に「梅若大夫」とだけ記しており、それが何世の誰だったのかに関して具体的な情報は一切記されていない。

天正10年5月19日に能を演じた梅若大夫は誰なのか？

昭和2年に出版された『[天田・加佐・何鹿三郡人物誌](#)』には以下のように記してあり、この梅若大夫が誰だったかについて述べている。

家久天正十年五月織田信長に召されて、江州安土の総見寺にて幸若太夫と能を演ず。信長家久の技の拙きをせめて折檻す。後家久本郡上林の荘に転住し、子広長は戦死せり。後広長死せし時、其の妻は幼児を抱いて流浪せしが長して氏盛といふ。また猿楽をよくし家康に見出されて、大阪の茶臼山にて初めて楽を演ず。慶長七年家康に仕官し、同十四年九月永代禄として、丹波国船井郡上稗村全部百十七石を賜ふ。

上記文書では「梅若大夫」が38世・家久であると述べてある。後半には、その息子の広長は戦死、孫の氏盛が家康に仕えたと述べている。

また先に引用した『[津田宗及茶湯日記](#)』の天正10年の饗応のくだりの部分について、松山米太郎 評註（昭和12年出版）には以下のようにある。

（丹後梅若太夫）丹波ハ基本国ナリ此梅若太夫名ヲ家久ト称ス

ここでも天正10年の能は「梅若家久」が能を演じたという説を採用し、そのことが註釈で説明されている。

では信長に折檻された梅若大夫は、38世・家久だったのだろうか。

まず『[天田・加佐・何鹿三郡人物誌](#)』の記載によると、家久の子は広長であると記されている。よってここで述べられている梅若大夫は明らかに38世・家久のことを指しているのだが、梅若家の菩提寺である曹源寺にある位牌には「春応院梅真静雲浄源居士 天文十三甲辰正月十三日歿」とある。よって天正10年に行われた饗応の38年前に、梅若家長は既に死亡していたので、38世・家久が能を披露することはあり得ない。

この時代に生きていたのは翌年の天正11年に戦死することになる、梅若広長だけであった。

よってこの場で能を披露した「梅若大夫」とは、実際には梅若広長のことであるという可能性は非常に高い。実際に梅若広長は始めの頃は、家久とも名乗っていた時期もあると言われているので、これが

混乱の原因になっているのかもしれない。

混乱の要素は他にもある。存在がはっきりしていない直久という人物についても語られているからである。

『[何鹿郡誌](#)』（加藤宗一・昭29）には以下のように書かれている。

中筋村なれど今知れず。梅若氏は能樂の名家なり。其祖は井手左大臣橘諸兄より出づ。諸兄十世の孫友時、山城葛野郡梅津村に住し、梅津氏と改称す。後承平中（九三一～九三七）丹波國に移住し、何鹿郡大志麻の庄を領す。友時二十八世の孫を景久という。景久幼にして乱舞を好み、其の技天稟に出づ。文明十三年正月二十日（一四八一）紫宸殿の御能に召されて、芦刈を演ず。時に年十六。後土御門天皇、その技を賞し、菊の御紋附下白の幕及若の一字を賜り、梅若大夫という。これより姓を改めて梅若と称す。

其の子直久天正十年（一五八二）の初め、織田信長に召されて、江州安土城にて幸若大夫と能を演ず。信長、**直久**の技拙きをせめて折かんす。直久、上林に住せしが、孫の氏盛にいたり、慶長七年（一六〇二）はじめて家康につかえ、同十四年九月（一六〇九）丹波国船井郡にて永代緑百石を賜う。子孫代々觀世流のツレ師たり

ここでは「直久」が信長に折檻されたとある。

ただこの直久の存在は確かでなく、この時代の梅若家の菩提寺である曹源寺にも、この人物の位牌はない。よってこの「直久」とは誰か他の人物であると考えるか、あるいは梅若家の誰かの別名であると考えべきであろう。

直久とは誰のことなのか？

菩提寺の曹源寺にある記録から、歴代の梅若家の代々を年代順位並べてみると以下のようなになる。

37 世・梅若景久	1528 年死去（63 歳）	
38 世・梅若家久	1541 年死去（年齢不明）	← 梅若直久？（年齢不明）
39 世・梅若広長	1583 年死去（年齢不明）	
40 世・梅若氏盛	1663 年死亡（年齢不明）	

こうして並べてみると 38 世と 39 世の間に、直久なる、広長の父親となる人物が存在していたとしても年代的に見ても不自然さはない。

ただ梅若家の世代的配列では 37～40 世はきちんと該当者がおり埋まっているので、もし直久という人物が存在するとしても、梅若家の当主を務めた人物で無かったのは間違いない。

直久について語られている『[何鹿郡誌](#)』を読み込んで行くと、その息子が誰かについては語られてい

ないが、孫に 40 世・氏盛がいることになっている。もしそうであれば、直久=38 世・家久ということになるだろう。しかし、先に述べたように天正十年の時点で 38 世・梅若家久は既に亡くなっているので直久=家久はあり得ない。この当時に生きていた梅若家の者は誰かということになるが、39 世・梅若広長だけが唯一、能を演じることが出来る年齢であったことを考えると、実際は直久=39 世・広長であると考えべきだろう。(そうなると直久という人物は創出された人物ということになるが、なぜそのような名前が出てくることになったのかについての考察は後に述べることにしたい)

織田信長に折檻された梅若大夫 (39 世・梅若広長)

39 世・広長が信長の前で能を披露した梅若大夫であるという事になると、それはそれで大変興味深い。39 世・梅若広長は能楽師でありながら、明智光秀の領地の丹波の一地域の豪族でもあり、自身も丹波に領地を有していた人物である。こうした立場ゆえ 39 世・広長は、明智光秀に従って、山崎の戦いに参戦し、その戦いで傷つき翌年の 1583 年 6 月 3 に死去したとされている。

改めて梅若広長のスケジュールを整理すると、広長は天正 10 年 (1582 年) 5 月 19 日に、信長と家康の前で能を舞って信長に折檻され、その 2 週間後の 6 月 2 日に本能寺の変が起き、さらに 2 週間後の 6 月 13 日、14 日の山崎の戦では明智光秀に従って参戦したことになる。

この梅若広長という人物に関して、後代の子孫である 52 世梅若六郎 (1828 年~1909 年) が書いた『梅若家日記』の中に非常に興味深い部分がある。

以下、その日記を引用する。

【梅若日記 5 巻】 明治 27 年 11 月 P258

一、本日諸家ヨリ右能ニ付き紅葉館の座敷種々之品展覧会ニ付自家ヨリ出品之書付左之通。
「徳川家康公御黒印」

慶長十四年家康公愛宕御登山之時吾祖三十三世梅若太夫氏盛陪従仕旧領之所領御問アリシカバ天安天慶之比ヨリ数百年間丹波ニ所領アリシモ又梅若広長天正十一年討死之後領地混乱シテ弁スヘカラス。サル旨言上セシニ家康公携フル所之杖頭ニテ山上ヨリ丹波地之一地域ヲ指画シ以来所領ニナスヘキ旨仰セラレ其証書ヲ作ラシメ氏盛ニ授ケ同年九月 (且従臣権田小三郎ヲシテ) 駿府城帰城之後御前ニ於テ黒印排領仕候也。

これは梅若実 (52 世・梅若六郎) が書いた明治 27 年 11 月 3 日の日記である。背景を簡単に説明すると、東京の芝にあった紅葉館での展覧会のために梅若家が所有する書画を出品したことが述べられており、その出品物として、家に伝わる「徳川家康公御黒印」と、その文書の内容を記載している。この御黒印には「数百年間に渡り丹波に領地を所有していた梅若広長が天正 11 年に討死した」と述べてあり、梅若広長が山崎の戦いに参戦したことを裏付けるものとなっているように思われる。

明智光秀の側^{がわ}に付くという梅若広長の決断は、結果的には、梅若家の凋落を引き起こすことになった。その後、広長の妻は幼児（後の40世・氏盛）を抱いて流浪したとあるので、39世・広長が明智光秀に従い、山崎の戦いに参加したことで一族は大変な不遇の時代を過ごしたことになる。

しかしその後、息子の40世・氏盛が「細川幽齋」の助力によって徳川家康に取り立てられ、能楽師としての梅若家を再興することになり、その謂^{いわ}れが「徳川家康公御黒印」という文書となって残った。

※細川幽齋とその息子の忠興は、「本能寺の変」以降、結果的に明智に組みしなかったが、その後に明智側の家臣を召し抱えたり、助けたりしている記録が見られる。最後まで光秀に従っていた七騎のひとり「進士貞連」も後細川家に仕え忠隆付きになるが、梅若家も同様に細川幽齋に助けられたと言えるだろう。

こうした記録に向き合うと、天正10年5月19日に安土御山総見寺で行われた信長と家康の宴で、梅若大夫の演じた能には、何か生々しいものがあるように思われてくる。次に改めてその時のことを更に深く検証してみる事としたい。

天正10年5月19日 能と舞を検証する

田中義成博士（1860年～1919年）は『織田時代史』のなかで以下のように、当時の能がどのように行われていたかについて言及している。

「信長幼より歌舞を好む。天正十年五月安土の総見寺に於て、幸若太夫を召して舞を演ぜしむ。当時四座の衆を召すを常とせしが、此の時は餘り珍しからずとて、新に丹波の猿楽梅若大夫を召しぬ。然るにこの時、梅若太夫の樂不出来なりしかば、見苦しとて折鑑すること大方ならず。而して幸若太夫にはよく舞へりとて黄金十枚を与ふ。さりながら、梅若にも能の不出来なるにも拘らず、猶金子十枚を与へたり。これ金を吝むに似たりとの嫌あるを慮りてのことなりき。この幸若、梅若の二家は所謂四座の外なり。幸若はもと桃井直常の子孫なり。桃井系図によるに、当時本名を八郎九郎義重といひ、名人の聞えありて信長の寵を受く。今家に伝ふる所の宝物は多く信長よりの拝領物なりといふ」

室町時代、能は四座と言ひ大和猿楽の四つの団体、つまり、結崎（観世）、外山（宝生）、坂戸（金剛）、円満井（金春）の四家だけで占められていた。しかし天正10年の信長の饗応はこの四座からの参加者はおらず、幸若と梅若の二家だけで行われる舞と能の異例の披露となった。

『信長公記』にある「此の時は餘り珍しからずとて、新に丹波の猿楽梅若大夫を召しぬ」とある一説をみると、珍しい趣向として、梅若大夫が呼ばれ、例外的に猿楽を披露することになったかのような背景が伺えるが、単に物珍しさだけの理由でこうした構成で演じられたとは考えにくい。小林正信著『明智光秀の乱 - 天正十年六月政変 織田政権の成立と崩壊』では、家康を招いてのこの饗応において、織田信長は光秀に「御成」※をさせようとしていたのではないかという興味深い仮説が述べられている。

※ 将軍（時には大御所）が、臣下の邸宅を訪問することを特に御成という。世間に主従関係を知らしめるための機会であり、それを受ける各藩は名誉と受け取っていた。御成は将軍だけが受ける事の出来る特権事項であった。

この仮説に基づいて考えるならば、「御成」のような儀礼に基づくコンサバティブな方法で饗応が手配される必要があったにも関わらず、なぜ5月19日の能の鑑賞においては大和四座の猿楽師が舞台上上がることがなかったのか？という疑問が生じることになる。

以降、その理由についても考察し説明してみることにはしたい。

なぜ丹波の梅若大夫が呼ばれたのか

もともと織田信長は、天正10年のこの饗応手配を明智光秀に手配を任せていて、その指図のもとに料理および宿舎の手配が進められていた。

こうした手配は饗応の全体を包括しており、料理や宿舎だけに限定されず、結果的に19日に総見寺で行われることになった能の手配にまで及んでいたのではないだろうか。

戦国時代の御成について、浜口誠至博士は「将軍が有力大名の館を訪れ、**饗膳**や**猿楽**による饗応を受ける幕府儀礼である」と述べている。つまり猿楽も「御成」のなかの重要な部分を占めていたのである。よって家康への饗応は猿楽も含めたものであったに違いなく、家康への饗応を任された光秀の手配のなかには当然、猿楽が含まれていたと考えるほうが自然である。

実際に室町時代に行われていた過去の「御成」では、必ず別記が設けられ、そこには料理の献立だけでなく、贈答品の詳細や、能の演目や出演者の詳細が記されている。つまりこれら全てが包括されて「御成」が成立していたということになるだろう。

さて饗応における信長の意図と、それに対する光秀の反応を小林正信博士は以下のように述べている。

【 明智光秀の乱-天正十年六月政変 織田政権の成立と崩壊 P340-341 】

当初信長が意図した計画とは、安土城にある明智光秀邸に家康を招いての自身の「御成」だったのではないのか、と考えることができます。亭主である光秀がこれを直前になって拒否したことは、前代未聞のことで信長の権威を大きく貶めるものであったことは論を待たないところです。

小林正信博士は、信長が光秀に「御成」をさせようと考えていたのではないかと論じている。

もしそうだとするならば、安土の饗応においても、これまでに将軍が行ってきた「御成」としての儀礼に基づいて大和四座のものが呼ばれ、能の舞台上げられる必要があったことだろう。しかし実際に5月19日の舞台上においてはそのようになっていないところに、明智光秀の信長が行おうとした「御成」に対する拒否あるいは抵抗のようなものを感じる事が出来る。

何故ならば光秀は「御成」は将軍だけに許された特権である事を理解していたし、それを信長が踏み越えることを良しとはしていなかった。よって大和四座からではなく、自身の領地の丹波から梅若大夫をよび、彼に猿楽を演じさせることでよって正統な「御成」の成立を阻もうとしたのではないだろうか。

舞台における明智光秀の配慮

ただ「御成」を阻もうとする光秀の思惑があったとしても、饗応手配においては最大の配慮を払っていたと感じさせられるところが少なくない。最大限、饗応役という務めを確実に果たしながらも、ぎりぎりのところで「御成」の成立を阻もうとする光秀の思惑のようなものがあつたのではないかと感じられる要素が幾つも見られる。

その最初のポイントは、舞を勤めたのが、幸若大夫だったというところである。この幸若大夫は信長のお気に入りの舞手である。しかも信長は猿楽（能）よりも、舞を好んでおり、自分でも幸若舞の「敦盛」を舞う程であつた。「敦盛」の一説は以下のようなものである。

思へばこの世は常の住み家にあらず
草葉に置く白露、水に宿る月よりなほあやし
金谷に花を詠じ、榮花は先立つて無常の風に誘はるる
南楼の月を弄ぶ輩も 月に先立つて有為の雲にかくれり
人間五十年、化天のうちを比ぶれば、夢幻の如くなり
一度生を享け、滅せぬもののあるべきか
これを菩提の種と思ひ定めざらんは、口惜しかりき次第ぞ

信長はこの「敦盛」を好んで舞っていたと言われている。実際に、『信長公記』には、桶狭間の戦い前夜、今川義元軍の尾張侵攻を聞き、清洲城にいた信長は、まず『敦盛』のこの一節を謡い舞ってから出陣したという記録もある。

また、田中義成博士は『織田時代史』のなかで、武田信玄が美濃の天永寺の僧であつた天澤と面会した際の会話を引用している。そこで信玄が「信長は何が数寄か？」と尋ねると、天澤は「舞と小唄とか数寄にてさうろう」と答え、あるいは「幸若にても来るや？」という問いに天澤は「信長は敦盛の一番以外は舞わず、その一番の中でも、人間五十年、下（外）天の内をくらぶれば夢幻の如くなり、との一説を歌い舞われる」と述べており、信長が舞を、特に「敦盛」を好んでいた事を述べている。

このように舞では、信長お気に入りの幸若大夫を起用することで、光秀は配慮を示したのではないだろうか。幸若大夫が舞台にあがり、信長と家康の前で舞を披露すると、信長は大いに喜んで幸若大夫に褒美を与えている。

猿楽（能）のキャストはどのように行われたのか？

舞のあとに猿楽（能）が行われるのが正統である。そして能を演じたのが梅若大夫（広長）である。梅若大夫の地元は丹波であり、この丹波は明智光秀の領地でもある。

また梅若広長は単に能楽師というだけではない。丹波に領地を有してそこを治め、戦があれば参戦する能楽師でもあつた。そこには間違いなく明智光秀との主従関係という浅からざる繋がりがあつた。よ

って、こうした関係から光秀は梅若大夫が舞台に上がることになったのではないかと推測できる。

ただ光秀と梅若大夫の主従関係という理由を押し出して、大和四座を差し置いてまでこの舞台に梅若大夫を上げたとなれば、明らかな「御成」潰しと受け取られる可能性もある。よって梅若大夫の起用には、何らかのきちんとした表向きの必然性があったと考えるべきである。それは信長の嫡子である織田信忠と梅若大夫との関係だったのではないだろうか。以下その理由を述べることにする。

信長の嫡男である織田信忠は、非常な猿楽狂いで、自分でも猿楽を舞い、しかも「手前見事」と表現されている程の腕前であった。そのことが後代の編纂物である『当代記』に次のように記されている。

【 [当代記](#) 】

此此、城介信忠能を好まる。自身これを行ひ給い、手前見事の曲、上下云云。信長これを聞き給い、武将たる者、強いてこれを好むべからざる由と曰う。甚だ興なし。

即ち城介の能道具悉くこれを召し寄せ、丹波猿楽の梅若太夫に下さる。舎弟伊勢国主信雄、同北伊勢かんべの三七主も此道これを好まると雖も、信長これを知り給わず。

※ 城介とは信忠の別名

ここでは信忠の能好きについて述べられている。

しかし父、信長は信忠と異なり「武将が能を好むべきではない」として、息子が能を行うのを好意的には思っていなかった。そのため息子の信忠には能を辞めさせ、信忠の使っていた能の道具を丹波猿楽の梅若大夫に下賜したと『当代記』天正 9年3月9日の項には記されている。具体的にはどのようなものを譲ったのかまでは記されていないが、シテである梅若家の役割を考えると、能面等の道具一式が含まれていたのではないだろうか。しかも能を好んでいたのは信忠だけでなく、信長の他の息子たち、次男の信雄、三男の信孝も同様であった事。またそのことを信長は知らなかったとまで述べてある。

その記述と調和して、天正9年8月、伊勢松島で、信忠・信雄・信孝兄弟が代わる代わる舞楽を行ったことが『勢州軍記』には述べられている。以下、引用である。

【 [勢州軍記](#) 】

松嶋舞楽事

天正九年辛巳秋八月。織田三位中将、信忠卿。神戸三七信孝。到松嶋城為遊興。信忠、信雄信孝、御兄弟。替々為舞楽也。貴賤群衆而見物之。君達好舞楽 信長公非之也。凡舞楽者費金銀。忘家業。乱國之本也。主将好不可用之云々。

ここでは天正9年8月に松ヶ島城において遊興し、信忠・信雄・信孝兄弟がかわるがわる舞楽をした事。またそれを貴賤みな集まって見学した事。さらに信長は息子達が舞楽を好むのを嫌っており、舞楽は金銭を費やし家業を忘れて国を乱すもとであるため、主将は好んでこれを行ってはならないと考えていたことが記されている。

これは信忠が能を禁止され、能道具を梅若大夫に引き渡した後である。それでも信長の息子たちは、

信長の眼の届かない所では、父の意に反して憚るところなく度々舞っていたものと思われる。

さらに信忠がどれほど猿楽に入れ込んでいたかを示すもうひとつのエピソードがある。それは信忠が家康を通じて世阿弥の能の書を手に入っていたということである。そのことは残されている能書の奥付きから解っている。

【 『風姿花伝』中『花伝第七別紙口伝』の観世宗節による写本奥書 】

此本十良大夫方之を書写也 又此家之本も有 同之 以上十ヶ条少もちかハす 十良かたの書は家康に御所持也 二札の外あるへからす 秘伝々々 於遠州写之 天正六年十月吉日 宗節（花押） 後花伝抄 信忠様家康へ御懇望なされ御所持候 乍去大事之書物ハ御残し候て不参候

織田信忠は家康を通じて『風姿花伝』を手に入れていたことが記されている。家康は若いころから世阿弥の家系に連なる三世・観世十郎大夫に学び、自ら演じていただけでなく、能の故実にも通じていた。家康は同じく能を好む信忠のために、自分の所有していた世阿弥の能の書を譲ったのではないだろうか。こうした能に関する稀観本を手に入っていた事からも信忠の能への傾倒ぶりが見てとれる。

他にも世阿弥の芸談を次男の元能が記録した『申楽談儀』が「細川十部伝書」として現存しており、そこには細川幽齋が徳川家康から借りて書写したとの奥書（転写）がある。

このように家康は、能に通じた人物であったことは間違いなく、自分でも能を舞いつつ能の故実にも通じた能マニアであったと考えても良い。よって能を介して、家康と、能狂いの信忠との間では交流が行われていたと考えるべきである。

家康は、安土入りをする前日の天正10年5月14日に番場^{ばんば}に滞在して、丹羽長秀のもてなしを受けているが、この日に信忠も番場に立ち寄り、休息してから当日のうちに安土に帰還したと『信長公記』の記録にある。同日に同じ場所にいた家康と信忠が会っていないとは考えにくく、もし会ったのであれば二人の間で能談義のようなものも行われたのではないだろうか。信忠の立場から言えば、能を演ずることを嫌った父親、信長のいる安土で、家康との能談義を行うことは非常に憚られることであったに違いない。よってこの二人の14日の番場における曖昧な面会を感じさせる記録は、能マニアの家康と、能狂いの信忠の、安土では許されない趣味の共有・情報交換の場であったのかもしれない。

ただこの日に家康と信忠が実際に面会したかどうかについては史実として残されていないので、果たしてそうであったかについてはあくまでも推測の域を出ないことは念頭に置いておくべきである。ただそうであっても様々な文書から、信忠を始めとした、信長の息子たちが猿楽にのめり込んでいた事は間違いない事実であると言えるだろう。

※信長の三男の信雄も、能の名手と伝えられている。文禄2年（1593年）、秀吉が主宰した天覧能を観た近衛信尹は、「常真御能比類無し、扇あつかひ殊勝」と織田信雄の能に対する感想を残している。また『徳川実紀』には聚楽第で披露された信雄の能について、「殊に常真（信雄）は龍田の舞に妙を得て見るもの感に堪たり」と記されており、兄の信忠と同様に能の名手であったことが記されている。

もうひとつ、信忠と家康の能に関するエピソードを挙げておきたい。

【 日々記 】

二十六日 雨降。今日十合十荷可遣候由候へ共、清水にて能有之。城介、徳河、あな山ニ城をくわんふるまい也。暮帰り也。明日之由候。下ニ御番ニ参候。

とあり、天正 10 年 5 月 26 日に織田信忠、徳川家康、穴山梅雪が清水で行われた能に参加したことが勸修寺晴豊の日記である『日々記』に記されている。その晴豊は、親王から 5 月 25 日に十合十荷の角樽(酒)を信忠に届けるように指示されるが、それを届けようとした翌日の 26 日は上記のように清水で能が行われる日だったため、延期して明後日の 27 日に届けている。しかし 27 日に届けても、村井貞勝が受け取っただけで信忠には直接会えなかったことが記されており、親王からの進物が軽く扱われていることに対する不満のようなニュアンスも感じ取れる。もともと 26 日に届けるはずが 27 日に延期したのは、信忠が能狂いであり、能舞台の日に十合十荷の角樽(酒)を届けても印象が薄れてしまうと晴豊は感じたからかもしれない。(結果的には延期して 27 日に変更しても同じ状況だったが)

いずれにしても 26 日に届けなかった理由が能であったというところに、信忠の能に対する熱心さと、能を介した信忠と家康の関係を伺い知ることが出来るのではないか。ちなみに信長が上洛して本能寺に入るのはその後の 5 月 28 日であった。つまりここでも信長が上洛する前、目の届かない所で能を楽しむ信忠の姿を読み取ることが出来る。

織田信忠 - 梅若大夫の師匠関係の可能性

「手前見事」と評される程、能を上手く演じることができた織田信忠が、我流で能を演じていたとは到底考えられないので、そこには誰か信忠を指南した者がいたに違いない。道具が梅若大夫に譲られたという経緯から考えると、やはり梅若大夫が信忠の指南を行い、「手前見事」と評される程までに能の腕を上げたと推測するのは可能であると思われる。

例えば現在でも、茶道や、華道を始める場合には、師匠の口利きで道具を揃えることになるが、信忠の能においても同じようなことが行われたと考えられないだろうか。そうであれば、信長の反対による道具の引き取り先は、道具を手配した梅若大夫であることが必然である。そうであれば、信忠の能の師匠は梅若大夫であったということになるだろう。

もし信忠の師匠が大和四座のうちの誰か、例えば観世であるとする、『風姿花伝』を手に入れる過程において、師匠を通じて入手するのが最も円滑であるに違はなく、わざわざ家康を通じて手に入れる必要はなかったのかもしれない。また他の三家(金春、金剛、宝生)のどれかが信忠の師匠であったとするならば、それを越えて観世家の書物入手しようとするところに齟齬が生じるように思われる。ただもしそれが大和四座以外の流派で、かつ新興である丹波の梅若大夫であるならば、こうしたこともあったのかもしれないと思わされるところがある。

さらに、梅若大夫と信忠は昔から面識のある間柄であった。信忠の生まれは弘治元年（1555年）又は弘治3年（1557年）とされていて誕生とされている年には2年間の誤差がある。よって信忠が11歳～13歳の頃になるが、その頃既に梅若大夫（39世・広長）の能を鑑賞したと考えられる出来事が『甲陽軍鑑』に記されている。以下はその部分の引用である。

【甲陽軍鑑】

秋山伯耆、岐阜に於いて信長公馳走被成七五三の御振舞 初日には七度御杯出て七度ながら伯耆守に御引給り三日目に梅若大夫能を仕候て其後は岐阜の河にて鵜匠をあつめ鵜をつかはせ伯耆守にみせ給ふ 伯耆守乗舟をも信長のめし候舟のごとくになされみせ給ひ鮎の魚上中下を信長公御覧じよらせ伯耆守に信長直に仰渡され甲府へ御越被成候 秋山伯耆守七月初に罷蹄信玄へ様子申上候以上

永禄10年（1567）に、信長の子城之介（信忠）と武田信玄の娘の松姫との婚約話が成立したので、翌年の永禄11年（1568）六月上旬に祝言の品を届けに秋山信友（伯耆守）が信玄の使者として岐阜城へ赴いている。信長の秋山信友に対する接待はかなりのもので、七五三本膳料理が供され、しかも信長が自ら、信友の盃に酌までしている。三日目には梅若大夫の能を特別に演じさせ、長良川で鵜飼の実演を披露するが、その際も、秋山信友の川に浮かべる見物用の船を、信長専用の船と同じ豪勢な仕立てにし、催しの最後には信長みずから獲れた鮎を持ってきて披露し土産として持たせている。

この饗応は信忠と、信玄の娘の松姫との婚約に関連したものであるので、全ての席に必ず結婚当事者の信忠も同席していたと考えるべきだろう。よって当然一連の饗応の中で梅若大夫が演じた能も鑑賞していたことは間違いのないだろう。この時信忠は11～13歳である。その後、信忠が能狂いとなることを考えると、この頃から梅若大夫と能を通じた何らかの関係が始まったのではないかと考えられる。

よってこうした関係性の積み上げから、天正10年5月19日の能には梅若大夫がキャスティングされたと考えることができる。もちろん光秀にとっても領地内、丹波の猿楽師であることもその要因であったに違いないが、それ以上にこうしたキャスティングによって、つまり大和四座の猿楽師を起用しないことで正統な「御成」の成立を柔らかく角の立たない婉曲的な方法で阻んだという見方も出来るのではないだろうか。

七五三本膳料理

永禄11年（1568）の秋山信友への饗応で注目したいのは「七五三本膳料理」が供されたという事である。これは七膳で構成される格式の高い饗応スタイルであり、しかも「七度御杯出て七度ながら伯耆守に御引給り」とあるので本膳料理に入る前に、式三献と呼ばれる三杯酒を飲むことから始まり、そこから本膳料理に入り、その後、数献を重ねる儀礼に基づいた正統で格式ある饗応が行われたものと考えられる。

ここでまずは、この当時の信長のバックグラウンドを確認しておきたい。

永禄10年、信長は本拠地を小牧山城から稲葉山に移転し、古代中国で周王朝の文王が岐山によって天下を平定したのに因んで城と町の名を「岐阜」と改めた。同年の11月には沢彦宗恩から与えられた印文「天下布武」の朱印を信長は使用しはじめ、本格的に天下統一を目指すようになる。

尾張の一大名でしかなかった信長が、天下を目指すにあたり、武力以外の文化面においても力を入れ始めた時期である。秋山信友への饗応はそうした意味において、これから天下を取る過程において信長が身につけなければならなかった格式や儀礼（マナー）のようなものを示す機会でもあったように思われる。

確かにこの時点で、武田との同盟は政治的に重要であったのは間違いない。しかし武田の一家臣ではない秋山信友に対するこのような饗応はあきらかに過剰で行き過ぎた歓待でしかない。後でさらに触れるが、天正10年の家康に対する饗応であっても七膳ではなく五膳の料理であった。（ただしこれは光秀が意図的に七五三本膳料理準備することを避け格式を落とすと考えている）

秋山信友への信長の饗応からは、まだ歓待に慣れていない、あるいは外交におけるもてなしの程度をまだ十分に加減出来ていない雰囲気を感じられる。この饗応は秋山信友に対してというよりは、饗応する事そのものを喜んでいるというか、饗応のホストである自分自身に満足しているような、田舎大名の信長の姿が見え隠れするように思えてならない。行きすぎた過剰な歓待の理由はそこにあったのではないだろうか。

七五三本膳料理は将軍に対して行う御成のための料理であり、秋山信友クラスに対しては明らかに行き過ぎた饗応である。残念ながらその時の献立は残されていないので、料理がどれほど七五三本膳料理のスタイルとして正統なものであったのかは知る由もないが、豪華な料理の数々が供されたことは間違いないだろう。

さらに注目しておくべき点もある。それは七五三本膳料理でもてなしたということは、こうした本膳料理にまつわる儀礼に通じた人物が、この時期から信長の周りにいたということである。尾張から美濃に侵攻した信長が得たものは、単に領土や武力的なものだけでなく、このような京の雅や儀礼、さらには京の中枢部に繋がることの出来る人脈だったとも考えられないだろうか。永禄十年に岐阜に本拠地を移したばかりの信長の秋山信友に対する七五三本膳料理を用いた饗応は、その事の表出であったと考える事も出来る。

『[絳考輯録](#)』には、永禄11年（1568年）6月23日、足利義昭が信長に対して、上洛して自分を征夷大將軍につけるよう細川藤孝と明智光秀を通じて要請しており、これが明智光秀が初めて史料に登場した記述である。（この史料は疑念があるとされるが、『信長公記』の永禄12年1月4日より光秀に関する言及が先であるという意味において初見とした）この記事には「信長の室家に縁があってしきりに誘われたが大祿を与えようと言われたのでかえって躊躇している」という光秀の言葉も記されており、結局はこれを境にして、光秀は以降数年間、信長・義昭の二人の主人に仕えることになる。

ここで光秀が仲介となり進めていた信長の上洛要請について検討しておきたい。足利義昭はこの2年前の永禄9年には既に、信長に上洛を促していたことが『閏八月十八日付 氏家直元等書状』や、永禄9

年8月28日付の足利義昭および側近が宛てた14通の手紙から明らかになっている。確かに永禄9年から11年にかけてこうした信長への働きかけは何度かあったようであり、足利義昭の側近たち、あるいは細川藤孝を使者として進められていたようだが外的な要因もあり上手く進行せず、最終的には光秀が取り次ぐことで信長の上洛は実現する事になる。

このように光秀を仲介役とすることで上洛が決まっていた経緯からも、その当時の信長の光秀に対する高い評価と信頼が伺われる。上洛についての交渉・折衝は永禄11年(1568年)6月23日の岐阜での面会以前から、信長と光秀の間で進められていたに違いない。(実際に2年前から信長の上洛に関する話は何度も持ちあがっていたのだが実現していない)

この当時、光秀は、細川藤孝と共に足利義昭のために奔走していたと考えられる。よって6月23日の細川藤孝が岐阜にやってきて信長面会した日が、光秀が初めて信長に会った日であるという訳ではないだろう。(実際に細川藤孝は2回目の使者として信長のもとに来ていた)

しかも信長は、この過程を経たことを通して、光秀を家臣にしたいという意思を表明するようになっている。やはり光秀との折衝のなかから、光秀の才能や、有能さを理解する過程と十分な時間とがあったと思われる。

こうした信長との折衝の過程を考えると、6月上旬の秋山信友に対する饗応に対しても、光秀は駆け引きの材料として何らかのアドバイスを信長に行っていたとは考えられないだろうか。この当時の信長とその配下の者たちには七五三本膳料理による饗応を執り行うことは不可能だったと考えられるからである。もしかすると、こうした饗応の過程における有職故実に基づいた知識があったことが、信長をして、光秀を家臣にしたいと思わせたひとつの要因となったのかもしれない。こうした饗応の知識を光秀もっていることが、天正10年の家康饗応役においても光秀が任命されることに繋がっていったのではないだろうか。

リハーサルとしての饗応(秋山信友) → 将軍への饗応(足利義昭)

永禄11年(1568)の6月上旬の秋山信友に対する饗応の後、同月23日に光秀の取りなしにより足利義昭を伴い、信長が上洛をすることが決定される。

これを受けて7月13日、足利義昭は越前を出発し美濃に向い、7月16日、近江 小谷城へ入り、22日、美濃へ到着したことが『多聞院日記』には記されている。

一方の『信長公記』には7月25日、越前まで出迎えた和田惟政と織田家の村井貞勝とともに、義昭が美濃の立政寺へ入ったこと。さらには織田家から末席に銅銭千貫文を積み、御太刀・御鎧・武具・御馬など様々な品物を進上され、御家来衆も手厚く歓迎したことが記されている。

【信長公記】

公方様御成り、末席に鳥目千貫積ませられ、御太刀・御鎧・武具・御馬色々進上申され、其の外、諸侯の御衆、是れ又、御馳走斜ならず。此の上は、片時も御入洛御急ぎあるべしと、おぼしめさる。

「御馳走斜めならず」という表現しか記されていないが、この饗応では七五三本膳料理が供されたと考えるべきだろう。『信長公記』には能に関しては配役・演目などの詳細も記してあるが、記録者の太田牛一は料理に関しては疎かったのか、どのような料理かの詳細については『信長公記』全編通して含まれていないのが常である。ただ前月の武田の一家臣に対する饗応が、七五三本膳料理で行われたのであれば、將軍である足利義昭に対しては、それ以上の饗応で歓待したことは間違いなく、それ以上の歓待ということであれば「御成」としての饗応が行われたと考えるのは至極当然のことである。

もし御成クラスの饗応が行われたとするならば、6月上旬の秋山信友に対する以上の饗応料理に関する知識が求められたに違いない。足利義昭を上洛させるまでの手配で奔走していたのが細川藤孝や明智光秀であることを考えると、將軍・足利義昭を岐阜に迎えての饗応での下支えにおいても、彼らに何らかの働きがあったと考えた方が自然であるように思われる。

明智光秀は出自が明らかでなく、その人生の初期は謎の多い人物であるが、小林正信博士が提唱するように、明智光秀＝進士藤延（進士流庖丁道の後継者）であるとするならば、信長との折衝を行い、足利義昭を美濃に迎え入れ、そこから上洛を進めるという一連の働きにおいて、光秀のもつ料理における有職故実の知識、あるいは「御成」としての七五三本膳料理の手配は非常に重要であり、その知識がいかに活用されたに違いない。

こうした永録11年の6月上旬～7月下旬の一連の出来事を注視すると、6月上旬に行われた秋山信友への過剰な饗応の意味が伺い知れるような気がする。6月23日の明智光秀による取成しによって、上洛が決まる前から、信長が足利義昭を迎えての上洛を公表しないまでも、それを既に決めていたとするならばどうだろうか。この6月23日以前の明智光秀としての過去はまったく闇の中であるので何処にいたのかも含めてまったく不明で知る由もないが、もしその為の折衝のために既に光秀が岐阜に居た、あるいは度々訪れていたとするならば、秋山信友への行き過ぎた饗応（七五三本膳料理）においても、信長側は七五三本膳料理のための故実に関するアドバイスや関与を求めたとも考えられる。

光秀の立場になって考えてみても、もしそういう要請が信長からあるとすれば、その後の交渉を円滑に進める為にも、進士藤延として生まれながらに一族に継承された饗応における有職故実の知識を進んで提供したとは考えられないだろうか。

極論になるかもしれないが、こうした経緯を考慮すると、秋山信友への行き過ぎた饗応は、いわばその後に行われた足利義昭に対する「御成」へのリハーサルのような役割を果たしたとも推測されるのではないだろうか。そうでないとするならば天下布武の印を使い始め、天下人となることを決意した直後の信長の、自身の価値を下げるような武田一家臣に対する歓待の意味が見いだせないように思われるのである。

これに関してはその後の信長の行動からも、秋山信友へ饗応に対する真意を推し量れるように思える。この饗応が行われてから7年後の天正3年（1575年）、織田と武田の同盟は決裂し、織田軍は、秋山信友の立て籠もる岩村城への攻撃を行う。こうした事態を受けて秋山信友は城兵の助命を条件に信忠に降伏した。それにも関わらず、信長は岩村城兵を殺害し、秋山信友を岐阜に連行し、同年の11月26日に長良川で磔に処したと『信長公記』に記されている。

永録 11 年の饗応で、信長は秋山信友に対して、長良川で鵜飼いの実演を披露し、浮かべる見物用の船を、信長専用の船と同じ豪勢な仕立てにし、催しの最後には信長みずから獲れた鮎を持ってきて秋山信友に披露するというもてなしを行っていたが、それから 7 年後、それと同じ岐阜城の横を流れる長良川の河原で秋山信友を磔にて殺害したというのも残酷な話である。永録 11 年の信長の饗応の真意は、やはり秋山信友に対する心からのもてなしではなく、もっと表面的なものでしかなかったことを秋山信友に対するその後の扱いから理解できるのではないだろうか。

さて永録 11 年の秋山信友への行き過ぎた饗応は、いわばその後に行われた足利義昭に対する「御成」へのリハーサルのような役割であるとするならば、そしてその饗応の影に明智光秀という有職故実に通じた人物の存在があるとするならば、それは信長にとって、来るべき足利義昭を美濃に迎え、將軍を奉じて行う上洛においても強い後ろ盾と自信を与えるものとなったであろう。

光秀が傍らにいたことが、中央との政治的人脈においても（一般的にはこちらだけが注目されている）、料理・茶道・能を含む文化的なコネクションや、それを理解する天下人に適う人物として振る舞うことが出来るようになるという意味においても必要であったに違いない。その故に信長は、明智光秀（進士藤延）を家臣にどうしても迎える必要があったと言えるだろう。よって『[絳考輯録](#)』にある、「信長の室家に縁があつてしきりに誘われたが大祿を与えようと言われたのでかえって躊躇している」という光秀の言葉は、信長が、姻戚関係を上回る以上の、大祿に見合うだけの高い価値が光秀にはあると感じており、ぜひとも家臣として召し抱えたいと熱望していたことを裏付けるものとなっているのではないだろうか。

光秀、能手配の真意（天正 10 年）

さてここで再び天正 10 年の饗応に話を戻そう。「御成」とは単なる料理を食べるだけの会食のようなものではない。君主が振舞いを行い、家臣が品々を献上し、その席で舞や能が行われる手順の全てがそこに含まれ、それら全体がひとつになった儀礼として成り立つ將軍だけが行える特権行為である。

光秀はこうした構成要素を熟知しており、それらを考慮した上で、信長が越権的に行おうとした「御成」の成立をゆるやかに解体する方法を取ろうとしたのではないだろうか。

能の手配においては、敢えて大和四座をこの饗応から外し、かつその埋め合わせが出来る猿樂師として、梅若大夫という、信忠に指南を行った可能性もあり、かつ信忠ゆかりの道具を使い、さらに信忠とも能を通じた長期に渡る繋がりがあった人物を選択したとは考えられないだろうか。

猿樂の格式をわざと下げて、真の意味での「御成」を成立させないようにしながらも、家康に対してもてなしとして猿樂を披露するという事になれば、梅若大夫という選択は、大和四座の代わりとしてはこれに勝る者がいないほど最適な人選であったに違いない。

『信長公記』にある「此の時は餘り珍しからずとて、新に丹波の猿樂梅若大夫を召しぬ」というのは

上手い言いようで、実のところはもっと異なるところにその真意があったとも推測できる。なぜならば珍しいというだけの理由で、大和四座以外の新興の二家（幸若、梅若）を選んでいること自体、「御成」という観点から見ると、正統性から逸脱してしまっているからである。

このように光秀は、舞においては幸若大夫を起用することで信長の最も喜ぶ人選を行い、猿楽においては四座を外して梅若大夫を選んで「御成」を不成立にさせるという政治的な非常に細かい駆け引きを行ったのではないだろうか。このようにして内部から「御成」を緩やかに解体し、正統な意味での「御成」を不成立にすることにこそ光秀の真意はあったのではないかと推測できるのである。

光秀の饗応役解任

こうした準備が進行しているなか、織田信長は突然、明智光秀の饗応役解任を行う。

この**突然の解任**という経緯にこそ、何らかの意味があると考えられるべきであろう。川角太閤記』によると、料理のさかなが傷んでいて臭気を発していた為、信長が怒って光秀の饗応役を解任したとある。しかし、それは真実なのかは疑問である。以下がその部分の引用である。

【 川角太閤記 】

家康卿は駿河国御拝領の為御禮穴山殿を御同道被成御上洛之由被聞召付、御宿には明智日向守御宿に被仰付候處に御馳走のあまりにや肴など用意の次第御覽可被成ために御見舞候處に夏故用意のなまさかな殊の外さかり申候故門へ御入被成候とひとしく風につれ悪しき匂い吹来候其かほり御聞付被成以之外御腹立にて料理の間へ直に御成被成候、此様子にては家康卿御馳走は成間敷と御腹立被成候て堀久太郎所へ御宿被仰付候

魚が臭気を発していた為、信長が怒って、光秀の家康を饗応する役割を解任した事。さらには宿舍も明智光秀邸から、堀久太郎の所に移されたとある。

しかし、京や堺から山海の珍味を集めて準備をするような料理の配慮を尽くしている光秀が、信長にも分かるほどの傷んだ食材を持ち込むようなミスを犯すことなどありえないだろうか。つまり魚が腐っていたというのはあくまでも後付けの理由でしかなく、後付けでこのような理由を述べなければならないような本当の理由がそこにはあったと考えるべきだろう。

さらに『川角太閤記』には以下のような記述が続く

【 川角太閤記 】

日向守面目を失ひ候とて木具さかなの臺其他用意のとり肴以下無残ほりへ打ちこみ申候其悪にほひ安土中へふきちらし申と相聞え申候事

饗応役を解任された光秀（日向守）は、面目を失ったとして用意していた料理を掘りへ投げ捨てたとある。

ここで注意を払いたいのは、料理だけが投げ捨てられたのではなく、「木具さかなの臺」とあるように料理の器や俎板のような料理道具も一緒に投げ捨てられているところである。魚が腐って臭気を発しているだけであれば、料理だけが捨てられれば良いが、それ以外の道具も捨てられているところに、料理そのものの成立を放棄する意図があるように感じられてならない。

小林正信博士の説、明智光秀は進士藤延であるという説に基づいてこの件を考えてみたい。

(明智光秀＝進士藤延)であれば、当然、饗応の手配は進士流という武家の料理法で行われたことになるに違いない。永録4年の三好家が将軍を招いての「御成」を行っている記録が残されており、そこでの饗応料理の手配を行ったのが、進士藤延の父である進士晴舎である。よって当然、この「御成」は進士流の手配で進められたはずである。

過去には、父・進士晴舎の采配を、当然、嫡男である進士藤延は近い立場で見ているはずであるし、またその一部分を担当した可能性も十分にあるだろう。

さてこの当時には幾つかの料理流派が存在していた。公家の四条家を基にした「四条流」、武家の料理流派としては「大草流」「進士流」があった。「四条流」には1489年に多治見備後守貞賢が書物にまとめた『[四條流庖丁書](#)』がある。また大草流に関する書物は『[大草家料理書](#)』(天文19年 1550年)および『[大草殿より相伝之聞書](#)』が群書類従に収録されている。これらの書物が書かれた正確な時代は明らかでないが、室町時代ごろに成立したものと考えられている。他にも『[式三献七五三膳部記](#)』および『[膳姫折寸法并色々之事](#)』が大草流書として残されている。

これらの書を見ると、料理のための俎板の寸法や庖丁、さらには盛りつけにまつわる皿や膳、そのための道具に関する詳細な決まり事(有職故実)が存在していることが分かる。つまりこうした儀礼的な手順や盛り方、さらには料理法に則って始めて「御成」は儀礼的な意味合を有するようになり、正統なものとして成立するようになっていくと考えて良いだろう。

こうした有職故実としての意味付けが「御成」の成立と関係していることを考えると、天正10年に信長が光秀を解任した時に、光秀が、料理だけでなく料理の器や俎板といった料理道具までも破棄したことには大きな意味があると言えるのではないだろうか。

つまり光秀は、料理の器や俎板までも破棄することにより、「御成」を成立させるための進士流の料理におけるプラットフォーム(基盤)そのものを破棄したのではないだろうか。つまり光秀が解任されて、他の誰かが代役を務めることになっても、「御成」を成立させるための正統な料理は、このプラットフォーム(基盤)無しには作ることは出来ないようにしたとも考えられる。

よってもし信長が「御成」を意図していたのであれば、料理そのものだけでなく、それを成立させるために最も必要なプラットフォームとしての料理の道具からすべて失われたことになる。これは料理そのもの以上に、「御成」の成立には不可欠かつ重要な要素であったと考えられる。これら無くしては正統な饗応料理の成立はあり得ないからである。つまり「木具さかなの臺」の破棄をもって、料理における御成そのものの成立は完全に無くなってしまったと言えるだろう。

なぜ信長は光秀を突然解任したのか？

信長が光秀に家康の饗応を任せてから、信長は「御成」が行われるように手配は着実に進行しているものと考えていたと思われる。信長がそのように思っていたのは、光秀が表向きには信長の意向に従っているような行動を取りながらも、あくまで「御成」としての饗応を不成立にさせるために、内部から「御成」の儀礼としての要素を目立たない方法で解体していたからであると考えられる。

それにも関わらず、光秀が途中で突然に解任されたということは、信長が「御成」が成立していないことに、どこかで気付いた可能性を示唆している。仮にもしも光秀が任命された最初の段階で、明確に「御成」を拒否する姿勢を示していたのであれば、もっと早い段階で光秀の解任は行われたことだろう。いやむしろ饗応役に始めから任命されることすらなかったに違いない。

つまり光秀の突然の解任の理由は、饗応としては完璧な手配が進められていながら、その実は、御成としては成立し得ないものである事に信長が途中で気付いたからではないか。

先にも述べたように、『川角太閤記』によると、光秀の解任が行われたのは、信長が厨房の事前視察を行ったところ魚から腐敗臭がした為とされている。その記述の通りであるとするならば、光秀の解任は、家康の到着間近のギリギリのタイミングあるいは饗応手配の途中であったということになるだろう。このような直前の解任は、それまでの手配がリセットされて、始めからその代わりに料理手配を急遽進めなければならなくなった事を意味するので、大きな混乱をもたらしたであろう事は間違いない。

ただ光秀の準備した魚が腐っていたという表向きの理由は、信長にとっては苦しいながらも最もダメージの少ない言い訳であったと言える。なぜならば直前になって、信長の意図した「御成」が、光秀によって拒否されたということになれば、信長の面子は丸つぶれになっただろう。それに対して光秀の準備した料理に問題があったということであれば、全面的に光秀の不手際であるので、信長の面子を傷つける事無く解任することができたに違いない。逆に考えると、魚が腐っているという理由でしか、信長がその体面を守りつつ、光秀を急遽解任するための方法がなかったのではないか。

どのタイミングで信長は光秀を突然解任したのか？

突如として光秀の解任が行われたことが意味するものは、その段階になって初めて信長が「御成」が成立していないことに気付いたか、あるいは光秀が、時間的に代役で饗応する事が難しくなった頃に、直接、信長にそのことを告げたかのどちらかであると思われる。

ルイス・フロイスは、光秀が「御成」としての饗応準備を進めていなかったことを、信長が知ったと推測される場面を記しており、光秀とのやりとりに激しい感情的な対立があった様子が描かれているのは非常に興味深い。

そのことをルイス・フロイスは次のように記している。

【 回想の織田信長：フロイス「日本史」 】

信長は…その権力と地位をいっそう誇示すべく、三河の国王（徳川家康）と、甲斐国の主将たちのために饗宴を催すことに決め、その盛大な招宴の接待役を彼（光秀）に下命した。これらの催し事の準備について、信長はある密室において明智と語っていたが、元来、逆上しやすく、自らの命令に対して反対（意見）を言われることに堪えられない性質であったので、人々が語るところによれば、彼（信長）の好みに合わぬ要件で、明智が言葉を返すと、信長は立ち上がり、怒りをこめ、一度か二度、明智を足蹴にしたということである。だが、それは秘かになされたことであり、二人だけの間での出来事だったので、後々まで民衆の噂に残ることはなかったが、あるいはこのことから明智は何らかの根拠を作ろうと欲したのかも知れぬし、あるいは[おそらくこの方がより確実だと思われるが]、その過度の利欲と野心が募り、ついにはそれが天下の主になることを彼（光秀）に望ませるまでになったのかもわからない。（ともかく）彼はそれを胸中深く秘めながら、企てた陰謀を果す適当な時機をひたすら窺っていたのである。

饗宴の手配に関して、信長が光秀に対して激高し足蹴りしたことがルイス・フロイスの記録に見られる。その理由が何かを具体的にフロイスは記していないが、この時に信長が期待したような「御成」を、実は光秀が手配しておらず、普通の饗応を準備していただけだったと見抜いたとしたならばどうだろう。もしそうであれば信長が足蹴にしたほど怒ったのも腑に落ちる気がする。

不思議なことに信長が何時、光秀を解任したのかというタイミングについてどの文献にもはっきりとは論じられてはいない。

『信長公記』には

維任日向守に被仰付京都堺にて調珍物生便結構にて十五日より十七日迄三日之御事也

※ 維任日向守とは明智光秀のこと

とあり、光秀の饗応役は、家康が安土に到着した5月15日～5月17日の3日間であったことが記されている。しかし実際にはどのようなタイミングで解任されたのだろうか。残念ながら何日に解任されたという記録はないので、はっきりと何時であったのかは分からない。ただ『信長公記』には5月17日に光秀が安土から坂本に帰城したと記されている。よって坂本までの移動の為の時間も考えると、17日迄となる饗応の役目を、17日にも光秀が饗応を行ったとは考えにくい。

光秀が手配したと考えられている饗応の献立は、『[続群書類従 第23輯ノ下 武家部](#)』に記録が残されている。しかしここには5月15日と5月16日の献立だけで、5月17日の献立は含まれていないところを見ると、やはり17日の饗応に光秀はすでに関係していなかったと推測される。

さらには『天正十年安土献立』には15日と16日の献立が記録としては残されているが、それが実際に光秀の供した食事そのものであったのかについても大いに疑念がある。なぜならその記録には、これ

らの献立が明智光秀の手配によるものかについての明確な言及がされていないからである。『信長公記』に光秀に饗応役が与えられたことと、『天正十年安土献立』が勝手にリンクされて、これが光秀の献立と考えられているだけである。

通常「御成」として行わる饗応においては、別記としてどのような贈答品が献上されたのかについて、その品目と、それを贈った人物の名前、さらには能が行われた場合には役者名の一覧が併記される。

『続群書類従』には、この『天正十年安土献立』だけでなく、『[浅井備前守宿所饗応記](#)』、『[天正十八年毛利亭御成記](#)』、『[文禄三年前田亭御成記](#)』、『[永禄四年三好亭御成記](#)』、『[大永四年細川亭御成記](#)』が記載されているが、これらの記録と比べると、『天正十年安土献立』は参列者やそれにまつわる情報が一切記録されておらず、「御成」として成立しなかったことが明確であるだけでなく、そもそも実際にそれらがきちんと供されたかどうかにおいてさえ現実感に非常に乏しい記載内容となっている。

安土での徳川家康の宿舎はどこだったのか

『川角太閤記』には、家康一行の宿舎は、始めは明智光秀邸であったが、堀秀政邸に変更されたことが述べられているが、さらに同書では、最終的には『信長公記』で宿者が大宝坊となったということが記載してある。これは始め饗応役の明智光秀邸が、宿舎となっていたのだが、信長が饗応役を解任した為に堀秀政邸へと変更され、またその後、堀秀政邸も変更となり、結局は大宝坊となったという経緯だと理解すべきであろう。しかしながら、これは決定上の変遷だけであって、実際にどこが宿舎として使われたかという事とはまた別の話であると考えべきであろう。

まず考慮すべきなのは、5月15日に安土に到着した家康の宿舎は、明智光秀邸だったのか、あるいは堀秀政邸だったのか、それとも始めから大宝坊に宿泊したのかという事である。もし2カ所、あるいは3カ所も安土内で移動する必要があるとすると、その度に行う荷造りや荷解きも含めて面倒な手間を家康一行は強いられたことになるだろう。日にちを限定して考えると、光秀も堀秀政も17日には安土を離れているので、15日、16日で宿舎の移動があったのか、あるいは無かったのかということになる。

『多聞院日記』は英俊によって奈良で書かれた日記であるが、15、16日ともに雨であったと書いてある。また『家忠日記』は松平家忠によって岡崎で書かれたが、14～16日に「雨降る」と書いている。また京都で勸修寺晴豊によって書かれた『天正十年夏記』にも15、16日ともに雨であったと書かれている。

旧暦の5月は現代の6月にあたりは正に梅雨の真っただ中の時期である。そうなると安土も雨だったと考えられるので、このような時期の頻繁な移動があるならば、さぞ迷惑なことであったに違いない。

よって5月15日、家康は『信長公記』にあるように、その到着の始めから大宝坊が宿舎として定められ、家康一行は到着からずっとそこを宿舎として利用していたと考える方が理に合っているように思われる。なぜなら光秀邸は「御成」を行わないとして宿舎からは外され、堀秀政邸も西國への派遣という任務が下ることになるので、もし光秀邸と堀秀政邸のいずれかが宿舎として利用されたとすると15日、16日の2日間の可能性しか残されていないことになる。その両日とも雨だったことや、頻繁に宿舎が変

わることが煩雑な手間となることを考えても実際には5月15日に家康が安土に到着したその日から、宿舎はずっと大宝坊であったと考えるべきだろう。なぜなら遠路やってきた家康一行に対して度々の煩雑な移動を行わせないことが、よりもてなしには適っているに違いないからである。

「御成」の不成立を知った信長は、光秀の饗応役解任を決めて、その役割を堀秀政に割り当てることにした。しかし堀秀政も光秀と同じスケジュールで西國進軍することになるので、そこから更に変更という決定が下され、家康一行は安土に到着した5月15日に大宝坊に入ったと考えられる。

このように光秀の突然の解任に伴い、宿舎の手配においても不手際が生じた可能性があったと考えられないだろうか。もし家康が到着してから数日間でコロコロと宿舎が変わったとしたら、それは旅をしてやっと到着したそばから落ち着かないものとなっただろうし、煩雑な手間を強いるものとなっただけに違いない。また大宝坊だけが宿舎であったとしても、急な変更に伴い、急いで家康一行を受け入れなければならぬ事になるので、準備に余念がない状態という訳にはいかなかっただろう。ギリギリまで宿舎が変遷し定まっていなかったことは、万全な体制での「御成」という観点からみると、明らかに不手際として捉えられるべきものだろう。よってもし信長が「御成」を意図していたのであれば、「御成」とは、そもそも家臣が君主を自邸に招いて行われるものであるもので、宿舎が家臣の館（明智光秀邸、堀秀政邸）ではなく、大宝坊となった時点で、その成立は完全に無くなってしまったと言える。

献立の料理は供されたのか？

こうした宿舎のスケジュールから考えると、光秀が用意したと考えられている饗応料理の献立を本当に光秀が供することが出来たのかすら疑わしく思えるようになってくる。なぜなら『川角太閤記』に準じて考えるならば、饗応料理を手配する役割と、宿舎の役割はリンクしているからである。つまり明智邸が宿舎でないのであれば、既に、光秀は饗応役から外されて料理を供することも出来なかったことになる。よって家康一行が15日に大宝坊に入ったということであるならば、光秀は饗応料理の提供に携われなかったということになるのではないだろうか。

以下4回の献立が残されており、一般的には明智光秀が手配した饗応の献立であると思われているが、記録にはこの献立が光秀によるものであるとのはっきりとした記載はない。

- [十五日おちつき膳](#)
- [十五日晚御膳](#)
- [十六日御あさめし](#)
- [十六日之夕](#)

ただこのような献立が残されているところに何らかの意味があると考えられる。

光秀解任に伴う宿舎の変更や、解任のタイミングがいつだったのかという事を検討するならば、この

献立を光秀が手掛けはしたが、実際の料理提供においては光秀がそれに関与できなかったと推測できるのではないだろうか。よって以降、この推測を基に献立を読み解いて行くこととしたい。

まず献立は五膳の料理で、本膳料理の正統な形式を踏襲したものである。(ただし七五三本膳料理よりも格式を落としてあるところが光秀の狙いであると思われる) さらには京や堺から山海の珍味を集めて準備したとあり、その構成を探る事から始めることにしたい。

海産物

料理に使われている鯛やハモといった海の魚は、瀬戸内海産のものが堺を経由して海の無い安土まで送られてきたのかもしれない。現代でも徳島の沼島のハモ、鳴門の鯛は高級品として京都の割烹料亭で消費されているが、それが安土での献立に含まれているのは興味深い。

京は海のない都市であるので、古くは若狭から所謂、鯖街道のような輸送ルートを通して運ばれてきたものが食べられていた。現代のように物流が発達していない昔の時代でも、日中、夜を通して人が走って魚は運ばれていたのである。しかしこうした流通の手間の為、昔の京や安土のような内陸都市で海の魚は必然的に非常に高価なものであり、簡単に庶民の口に入らないものとなっていた。つまり安土という海から離れた地で行われる饗応においては、海の魚が用いられることが、ある種の豪華さに通じていたと考えられる。

献立には、鯛、ハモ、スズキ、カザメ(ワタリガニ)、カレイ、タコ、エビ、アワビ、ばい貝、マナガツオ、クジラなどの海産物が含まれている。瀬戸内海のもののは堺を経由して、日本海のもののは若狭国などから集められ運ばれたと考えられる。実際に残された献立を見ると、安土という海から離れた土地であるにも関わらず、海産物が多く含まれているので、当時の人(特に京の饗応料理という観点)にとってはかなり豪華な料理が準備されていた事は間違いないだろう。また広域からの食材が使われていることは支配地域の大きさを示唆することでもあった。

中国の戦国時代末期に編纂された『[呂氏春秋](#)』では、殷の宰相で、元々は料理人でもあった伊尹^{いじん}が湯王に様々な各地の珍味について言及しながらその統治の方法を諭すエピソードが含まれている。天下の至味が得られるというのは、単に、その味を楽しむ為だけのものではない事。こうした珍味は各地からの貢物によってのみ得られるものである所以、この事は、広い範囲の国々を治めるという事とも直結していると述べている。つまり珍味を得ることは、天下を治めることに繋がっているという訳である。

よって政治的な意味合いの含まれた饗応においては、広域からの珍味が集められ供される必要があるのである。天正十年安土の光秀の献立にもそうした部分が意識的に盛り込まれているのを感じる事が出来る。信長は「魚が腐っている」と激怒したのが、それが本当の光秀解任の原因ではないとしても、あえて信長がそう言ったと仮定して考えるならば、その根拠は信長が昔から食べてきた尾張の魚に比べて、魚に新鮮さが無かったという一点だけの理由に尽きるだろう。尾張から美濃、安土へと京都に近づくにつれて海から離れた内陸地域に拠点を移してきた信長がそのように感じるということもあったのかもしれない。しかし地産地消のような、その土地だけのもので新鮮さだけを追求する料理では、先に述べた

ような支配地域の広さを誇示するという政治的な意味合いにおける饗応料理においては不十分でしかなく、郷土料理や田舎料理のようなものになってしまうのである。

加工食品

鮮魚は広域から集められたが、加工された食材の多くは主に京から取り寄せられたと考えられる。これにはやっこの時代から現れるようになった最新の調味料「醤油」が含まれている。

献立をみると「うじまる」（宇治丸）とあるが、これは鰻の料理である。はじめは宇治川産のウナギを指したが、やがてウナギの異名となり、蒲焼のようなウナギ料理もこの名で呼ばれるようになった。室町時代に書かれた『[大草家料理書](#)』には「宇治丸かばやきの事、丸にあぶりて後に切也、醤油と酒と交て付る也、又、山椒味噌付て出しても吉也」とあるように、料理流派の書に取り上げられていることから京の饗応料理では献立に含められ食されてきたものであったことが伺える。しかも蒲焼を作るには、まだやっこの京か堺で使われるようになった最先端の珍しい調味料である醤油が使われる必要があった。

「15日のおちつき膳」、および「16日の御あさめし」と2回も「うじまる」が出されていることも注目すべき点である。ここからも蒲焼はこの当時においては非常に珍しい料理だったと言えるだろう。

また献立には奈良漬が含まれている。奈良漬は1492年（明応元年）に書かれた『山科家礼記』に宇治の土産として「ミヤゲ、ナラツケオケー、マススシー桶、御コワー器」と記してあるのが初見であるとされている。奈良漬はもともと奈良で「かす漬け」として始まった香の物であり、奈良あるいは京都のものが中心であったようで、それは現代においても変わらない。天正十年の饗応でも京か奈良から取り寄せられたものが使われたと考えるべきだろう。

さらにデザートに含まれている「うすかわまんちう：薄皮饅頭」は特に注目に値する。饅頭は室町時代になって始めて、中国から渡ってきた林浄因によって作られるようになった御菓子である。この林浄因の子孫はその後も饅頭をつくり続け、八代将軍の足利義政から直筆の大看板が授けられている。その後、塩瀬という姓を名乗って京都で饅頭を売り始めるようになる。天正年間の記録によると、現在の京都市烏丸三条には饅頭屋町（戦後の区画整理で現在は無くなった）という町があり、そこで塩瀬は饅頭を商っていたことが分かっている。

実は、この京都・饅頭屋町は明智光秀の管轄地であり、制度が発せられるたびに届けられる「信長布告」、「銭ノ制度」、「明日光秀ヨリ三日以内ニ田地差出スベシ」といった通達文書を、饅頭屋町の町衆であった塩瀬は受け取っており、これらの布告文は塩瀬の菩提寺である両足院に現在でも収められている。よって光秀が献立のなかに塩瀬の饅頭を入れようとした可能性があると言えるだろう。

さらにもうひとつ、この薄皮饅頭が塩瀬のものであると考えられる根拠を挙げておきたい。三代目の林紹絆の時代に応仁の乱がおり、京が焼け野原になったため、この饅頭屋が一時期、三河国設楽郡塩瀬村に移住したのだが、そこから塩瀬を名乗るようになっていく。こうした三河との繋がりがあつた為かは定かではないのだが、饅頭の創始者である林浄因から数えて七代目の林宗二（1497～1581）が、天正三年の長篠の戦の際に、徳川家康の陣中に「本饅頭」を献上している。



塩瀬：本饅頭

この本饅頭とは、小豆こし餡に蜜付けした大納言を入れ、ごく薄い皮で包み蒸しあげたものである。家康は出陣の際に、本饅頭を兜に盛って軍神に供えて勝利を祈願したことから、兜饅頭とも呼ばれている。この「本饅頭」は京都から東京に移った御菓子老舗：塩瀬総本家の御菓子として作り続けられており、現代でも我々はそれを食べることが出来る。

しかしこの当時、砂糖はまだ非常に貴重なものであった。よってどこでも饅頭をつくることは叶わなかっただろうし、珍しさと高価さの故にそれを食べる事の出来る人も少なかったに違いない。

光秀は自分の管轄地にある貴重な饅頭屋のものを自身で口にしたり、これを贈物としたりしたことは想像に難くない。織田・徳川連合軍は、天正三年の長篠の戦いで武田軍に勝利をしたことから始まり、最終的に天正十年に武田軍を崩壊させることになる。光秀の献立はその為の家康饗応であったので、家康ともゆかりのある縁起の良い薄皮饅頭を、もてなしの為にあえて塩瀬饅頭屋から取り寄せたと考えてまず間違いないだろう。

以上のように献立を詳しく見れば見る程、その献立が緻密に考え抜かれた構成になっており、ホスト役としての饗応手配が非常に良く行われていたことを理解できる。よって明智光秀＝進士藤延とするならば、進士流としての技量が遺憾なく発揮された饗応料理となったはずである。また逆に考えると、こうした献立による饗応が行えるところに、明智光秀＝進士藤延であるとする根拠も求めることも出来るのではないだろうか。

しかし、光秀が饗応役を解任され、宿舎も明智邸から大宝坊となった15日前の時点で、遠方から、特に京や堺から集められて緻密に構成されていたこれらの準備されていた料理はすべてキャンセルされてしまった。光秀が料理を「堀に打ち捨てた」という記述が事実かどうかはさておき、こうした記述の真意は、光秀の解任にまつわる出来事を、過剰で極端な表現でもって表現したものであったとするならば納得できるものとなる。つまり、残されている「天正十年安土家康饗応献立」は、明智光秀が手配したものであったのだが、この献立に基づいて料理が行われる前、あるいは料理準備の途中で解任となった為、実際に家康に提供された料理には関わらなかったという事を意味しているのではないだろうか。

しかし、明智光秀（進士藤延）に代わって饗応料理を手配できる者など、安土の信長の元には誰も居なかったに違いない。よって出された料理は、総監督としてのマネジメント機能を失い、鳥瞰的に料理・素材・珍味を見渡して構成されたものではなく、身近なところ（安土近郊）で手に入れられるような食材を中心とした田舎料理へと様変わりしてしまったのではないだろうか。あるいは光秀の献立をベースにしながらも内容を落としたり、代用品を用いたりしながら料理が行われたとも考えられる。よって先に述べたような政治的な意味合いを込めた饗応料理という観点から見れば、代役が監修した料理は完全に崩壊して成り立たっていない、本来の饗応から見ると体をなさないものとなってしまった可能性がある。それ故に、あくまでも光秀の立てた献立（記録には光秀による献立とも書かれていない）をもって「天正十年安土家康饗応」は成功したように見せかけることが行われたのではないだろうか。またその為に、この献立は記録に残される必要があったのではないかと推測されるのである。

光秀の狙いと、解任のタイミング再考

光秀の目的が「御成」の成立を阻むことであれば、そのまま光秀が饗応手配を続けていたとしても、あるいは途中で解任されたとしても、その目的は達せられたことになるだろう。ただ後者の場合は、直前になって解任されることによって、その代役者が再び「御成」の準備を行うには時間的に不可能なスケジュールでなければならなかったはずである。なぜならばその時には安土の織田家臣のなかに、光秀のように「御成」にまつわる有職故実を理解し把握している家臣などはいなかったに違いなく、もし他からそれに通じた者が急遽呼ばれてきたとしても、時間的に「御成」を再手配することが出来ない状況が必要だったからである。実際に家康の饗応は丹波長秀と安土三奉行の堀秀政・長谷川秀一・菅屋長頼に交替となったが、彼らはいずれも尾張時代からのプロパーな織田家臣であり、武闘派としての功績で地位を築いた面々である。緊急であてがわれた人選がこのようなものであれば、その料理は明らかに「御成」としての饗応の体をなさない（ここで梅若大夫の猿楽にも使った表現であえて記しておきたい）ものであったに違いない。

家康の饗応料理は、光秀が手配したと考えられる献立が残されているだけで、その後、光秀の跡を引き継いだ武将の料理献立については何の記録も残されていない。最初の2日だけで、その後の17日～21日までどのような献立がなされたのかは記録に無いのである。解任された側の光秀の料理の献立記録が残されているにも関わらず、後任者の家康をもてなした献立記録が無いことは、有職故実に通じた光秀の献立記録だけをあえて残すことによって「御成」がおこなわれたことを何とか既成事実化しようとする中途半端な試みがあったのではないだろうか。

御成不成立の発覚

「御成」の不成立に関しては信長が自分で気付いたか、あるいは光秀が自分で告げたのかは確かめようがないが、家康が安土に到着する比較的直前になって始めて、信長は自分が望む形での「御成」が行われないことを理解したのは間違いないように思われる。

「御成」とは「饗膳や猿楽による饗応を受ける儀礼」であるという定義に従うならば、光秀の手配は舞と猿楽にまで及んでいたと考えられないだろうか。あるいは直接の手配に関与していなかったとしても、光秀の意向が反映されるような何らかのプロセスが能の準備段階でもあったはずである。なぜならば信長の家臣のなかでも安土にいて「御成」に関する有職故実を深く理解していたのは光秀だけであり、さらに実際に、光秀の息のかかっていた丹波の梅若大夫が、大和四座を差し置いて猿楽を総見寺で披露することになっていたことを見てもその影響が伺えるからである。

このようなプロセスを経て5月19日の総見寺の能舞台は整えられたのである。

では19日にはどのような個々の感情がその舞台を取り巻く空間には存在したのか、それを梅若大夫の立場の心境、および信長の心境に焦点を絞り、なぜ信長が梅若大夫を折檻するという事態に至ったのかの背景を考察してみる事にしたい。

19日、安土 総見寺における舞と猿楽

梅若大夫の心境

明智光秀は「御成」を成立させないために、自分の領内から大和四座の猿楽師でない梅若を呼び寄せ、信長の前で能を見せるという段取りで手配を行っていたのではないかという仮説は、すでに先に説明した通りである。

しかし光秀は饗応役を急遽解任されることになる。

梅若広長は光秀という後ろ盾を失い、舞台に立つことになったとするならどうだろう。当然、大和四座を差し置いて能を披露するというのであれば、四座を上回るものを披露することが期待されるだろうし、またそうでなければ大和四座を呼ばずに、梅若が能を披露することの必然性は薄れてしまうであろう。

しかも信長の息子、信忠への能の手ほどきを行っていたとするのであれば、信長の憤懣は梅若大夫にも向けられていたのかもしれない。こうしたアウェイな緊張感のもと、舞台に立つことになった梅若大夫の心境には複雑かつ心に重くのしかかるものがあったのではないかと思われる。

さらに『信長公記』には19日ではなく、本来は翌日に能が行われることになっていたが、幸若舞に続き19日にそのまま梅若大夫も能を披露することになった経緯が記されている。舞台に臨む精神的な準備も含めて、こうした段取りは如何なものだったのだろう。こうした点も含めて、饗応の進行やスケジュールに場当たりの不手際のようなものを感じさせられる。こうした外的な要因もまた実際に舞台に上がることになった梅若大夫にも大きなプレッシャーとなったとも考えられはしないだろうか。

信長の心境

「信長は能狂いであった」と書いてある記述を見かけることがあるが、これは間違いである。信長が好んでいたのは幸若舞という「舞」であって「能」ではない。むしろ能に対して信長はあまり好意的でない印象を持っていた。それは先にも述べたように、能に入れ込んでいた信忠に、能を辞めさせたことや、武将が能を好むべきではないと信長が考えていた事に表されている通りである。

また永禄11年に京に上洛した際に、細川藤孝宅に將軍・足利義昭と信長が招かれ能が披露されている。この時は大和四座の観世が招かれて能が上演されている。しかしながらこの時に信長が、まだ戦時下にあるとして通常の13演目を削って5演目だけを上演させたとある事に注目すべきである。さらにこの席で信長は足利義昭から鼓を所望されたが、それも辞退している。ここに信長の能に対する心境が読み取れるのではないだろうか。

まず五演目に短縮させたことに、実際は能を好んではいなかったことの現れであると捉えることが出来るかもしれない。さらに鼓を辞退したことも、「武将が能を好むべきではない」とする信長の考えの表明であり、それが息子・信忠が能を行う事を許さなかったことにも通じているように思われる。

さて話を天正10年に戻すと、この一連の饗応において、信長から常に何かに対してイライラしているニュアンスのようなものが感じ取れる。料理においては光秀を折檻して解任し、能においては梅若大夫を折檻して舞台を止めている。これと対称的に思えるのが、14年前の永禄11年の美濃で秋山信友に対して行われた饗応である。この時の信長からは饗応することそのものに対する喜びのようなものが感じられ、それが返って政治的な立場のバランスが取れていないズレた歓待となってしまっている印象があるのだが、いずれにせよ永禄11年の饗応には、天正10年の饗応で感じられるようなイラつきは微塵も感じられない。両方の饗応を比較すると以下ようになる。

	天正10年 家康への饗応 (1582年)	永禄11年秋山信友への饗応 (1568年)
献立	五膳本膳料理	七五三本膳料理
能	梅若大夫：39世 広長	梅若大夫：39世 広長

もし当初、信長が「御成」を行おうと考えていたとするならばどうだろう。14年前の饗応と比較にして、光秀が五膳本膳料理の献立しか考えていなかったとすると、過去のものより劣っていることになってしまう。また能においても「御成」であれば大和四座の猿楽師が務めるところであろうが、それも実現されていない。14年前は天下人としての思いはあっても、まだそのヴィジョンは明確でなかった信長であったが、天正10年の時は天下取りが目前に迫っており、將軍をも凌ぐような存在である。よって信長の立場から考えると、能においてはいまだに同じ猿楽師が舞台を務めていることや、料理の献立が過去の饗応と比べてダウングレードされていることは、許すことができない不満要因となったのではないだろうか。

この天正10年の饗応を支配する信長のイライラ感の原因は、どうもこうした部分すべてに原因があるような気がしてならない。もしこれが、信長の梅若大夫への折檻の原因であるとするならば、梅若大夫の演じた能そのものについても、再考しておく必要があるように思える。つまり「そもそも梅若大夫の能は体を為さない程の不出来であったのか」という疑問に対する検証である。

この日の梅若大夫は本当に不出来だったのか？

この日の梅若大夫の能は、本当に不出来だったのか。『信長公記』には「梅若大夫御能仕り候折節、御能不出来に見苦敷候て、梅若大夫を御折檻なされ、御腹立ち大形ならず」とある。この文章を見るとあくまでも信長の主観のみで梅若大夫が不出来であるとして折檻した様にも読み取れなくもない。

また『宗及他会記』には「めくらさたといふ能いたし候、其時、上様御氣色あしく候而、直ニしからしられ候」とあり、宗及自身は、その能がひどかったという感想は述べていないので、ここからも信長の主観だけで梅若大夫を折檻したように読める。

先の二つよりも更に積極的に梅若大夫の能がひどかったとしているのは『川角太閤記』の記述で、「梅若能不出来故重而どふわすれなと仕候其頸を可被成御刎と後に宿へ御使被立候」述べて、梅若大夫が重

ねて度^と忘れしたことや、後に信長からわざわざ首を刎ねると伝える使が送られた事まで説明してある。まずは、どの記述がより現実に近いものかを見極める必要があると思う。

『川角太閤記』は、作者の川角三郎右衛門が、秀吉と同時代の当時の武士から聞いた話をまとめた「聞書」や覚書を元にして書かれたものであり、本人は秀吉の毛利攻めで現場には居なかったと考えるべきである。しかも光秀の饗応解任の際にも「日向守面目を失ひ候とて木具さかなの臺其他用意のとり肴以下無残ほりへ打ちこみ申候其悪にほひ安土中へふきちらし申と相聞え申候事」と述べているように、その様を過剰でかつ極端な表現でもって述べようとする傾向があることを念頭に置くのであれば、能における梅若大夫の出来栄えについても再考を要するべきかもしれない。

個人的には、一般的な梅若大夫の能の出来についての捉え方が、『川角太閤記』の陳述に引っ張られ過ぎていていると感じている。

その影響は大きく、例えば『[近代四座役者目録：近代観世方連師手之事](#)』という能関係の書には梅若大夫について以下のように述べられている。

梅若大夫は「黒雪ノツレモスル。京ニテ再々勸進能ヲスル。塩ノ辛キ能ト也。昔カラ、丹波ガカリト云テ、塩カラキ能ハ悪也。・・・声ヨシ、妙音大夫トツキタル由、玄詳申候。梅若座ニ、当時ハ、役者多有。上手ハナキ也」

この書には39世・梅若広長は声が良く、妙音大夫と呼ばれていたが、丹波衆の能は上手でなかった（塩辛き能）と酷評を述べてある。こうした解説を参考にすると、この日の梅若大夫は不出来で、その為に信長に折檻されたという事もあったのではないかと考えられなくもない。

しかしこの説明は、大和四座の視点から書かれたものである所以要注意である。室町時代になり、能が行われ始められるようになった当初から、大和四座はヨーロッパで言うところの強力なギルドのような結びつきで自分たちの芸能を守っていたと考えられる。よって丹波で始まった新興の梅若に対して大和四座は自分たちとは同格ではない、むしろ格下の存在と考えていたのではないだろうか。

現代の能流派の構成は四座一流と言われている。古来に大和で始まった、観世、金春、金剛、宝条の四座に加えて喜多の一流だけが能楽を務めており、現在、梅若は観世のなかに含まれていて独立した流派にはなっていない。かつて、梅若万三郎（1869～1946）らが免状の発行にからみ観世流から破門・除名され、独立して梅若流を大正10年（1921年）に新たに興したことがあったが、結局は昭和8年（1933年）にはまた再び観世流に吸収されている。こうした除名・独立・再吸収の一連の問題は観梅問題と呼ばれていたが、こうした近代の能界における力関係を見ても現代に至るまで続く大和四座の強い拘束力や他流派を生まないための圧力のようなものを感じさせられる。

こうした能楽におけるバックグラウンドを理解すると39世・梅若広長に対する評価をどのように捉えるべきかについて再考すべきではないかと気づかされる。山崎の戦いで明智光秀の側についた梅若大夫は、後の光秀の逆賊として歴史的な評価が形作られるのに合わせて、能における評価においても歪められた可能性もあったのではないだろうか。また大和四座にととしては昔から、丹波猿楽は認められないという

意識があり、39世・梅若広長に対しても良くない評価が附された可能性も否定は出来ない。

天正10年5月19日の能舞台で、なぜ梅若大夫が体をなさないとまで評される能を演じたとされているのか、いくつかの可能性を改めて再び考慮されるべきではないかと思う。よって以下の4点の可能性を仮説として立て検討してみる事としたい。

- ① 信長は、能そのものに対する嫌悪感から不機嫌になり折檻した。
- ② 信長は、演目に対する不満から不機嫌になり折檻した。
- ③ 信長は、御成が実現できなかったことへの不満があり、不機嫌になり折檻した。
- ④ 信長は、梅若大夫が実際に不出来であったので不機嫌になり折檻した。

一般的に④が最も受け入れられている説であり、これには『川角太閤記』の記述が大きく影響しているように思う。

しかし①～③も再考してみるべきだと考えた発端は、『宗及他会記』の記述にある。この事件に関する作者・津田宗及は、自分の視点からは能の感想を一切述べられておらず、信長の機嫌が悪くなり折檻したとだけ述べている。この時、津田宗及は『信長公記』、『川角太閤記』の作者と違い、この事件現場におり、また能に対する正統な評価を行えるだけの文化的な素養を持っていた人物である。その津田宗及が、梅若大夫の能そのものの酷さには一切言及していないことが疑問の起点である。よってそれを足掛かりに①～③、そして④の可能性も含めて再検証することとしてみたい。

① 信長は、能そのものに対する嫌悪感から不機嫌になり折檻した。

信長が能を好んでいなかったことは先に既に説明した通りである。幸若舞では機嫌が良かったが、一変して行われた梅若大夫への折檻は能そのものに対する嫌悪感が関係していたとも考えられないだろうか。

信長は幸若舞を好んでおり、梅若大夫を折檻した後には、また幸若大夫に舞をまわしている。本来であれば舞の後に能が演じられ、その順番が逆転することはあり得ないのであるが、信長の命令によってこうしたあり得ない順番で演じられることになった。

先に「御成」を望んだ信長に対して、光秀が大和四座の能楽師ではない、梅若大夫を起用することで正統な「御成」の形式をゆるやかに解体したのではないかという仮説を述べたが、結局は、信長は自身の手でその成立をぶち壊しにしまったと言える。舞と能の順番を逆転させることで、自らの手で正統なスタイルから逸脱させてしまったのである。

こうなることを光秀は画策していて、信長の折檻による能舞台の中断という結果となったとするのはあまりにも深読みし過ぎの創作説になってしまうかもしれないが、梅若大夫を起用することで「御成」が成立しないようにしたという点においては確信犯的なキャスティングがあったと捉えるべきだろう。光秀は当然、信長の好み（能は舞ほど好きでない）を知っていただろうし、息子たちが能狂いであったことを快く思っていなかったことも熟知していたはずである。

② 信長は、演目に対する不満から不機嫌になり折檻した。

信長は、梅若大夫が「[めくら沙汰](#)」という演目を行っている時に機嫌を悪くしたとある。となると、梅若大夫の能に不手際があったのではなく、この「めくら沙汰」という演目自体に信長は気に入らない所があったとは考えられないだろうか。

この日の能の演目に関して考察された諸説を読んでも『多聞院日記』の記述からその舞台が18日、あるいは26日であったとするものや、その演目は「張良」と「鞍馬天狗」であったとしたものがあるが、これらは根本的に間違いである。

まず『多聞院日記』の作者、英俊は奈良興福寺の塔頭多聞院の僧である。興福寺では僧坊酒が量産されており、この時代の奈良酒、天野酒は世を席捲し、酒・清酒と言えば奈良であった。

『多聞院日記』によると、5月12日に安土で行われる家康への饗応のために、大乘院と従學侶がそれぞれ酒臺や酒樽および、各種料理も送ったことが記してある。その際に、装飾された彩色のあやつり「張良」[三尺五寸ノ臺]を従學侶は贈っている。

5月18日の記述では、信長は大乘院からの贈り物を非常に喜んだが、従學侶の方の盃臺（張良）は信長の「御意に入らず」と述べられている。その理由として英俊は個人的な分析として、張良は能の「鞍馬天狗」という演目の登場人物であり、この鞍馬天狗は牛若丸が主人公（ツレ）で、平家を討つ話となっているところが信長の気に障ったのではないかと日記の中で分析している。（間違っている諸説は、別に能に「張良」という演目があるので、それと混同しているのかもしれない）

19日の梅若大夫の能の演目として「張良」あるいは「鞍馬天狗」は全く演じられていない。よってこの演目を持って梅若大夫が折檻されたとする意見の全ては根本的な部分で完全な誤りである。よってこの時の梅若大夫の演目は『信長公記』および『宗及他会記』の記述の通り「めくら沙汰」であったとして考えるべきである。

贈られた品々に対しての返信が、18日に届き、その時の事を英俊は『多聞院日記』のなかで述べ、なぜ従學侶からの品物が喜ばれなかったのかを分析している文脈で「張良」あるいは「鞍馬天狗」が言及されているだけなのである。多分、品物は15日前に安土に届いたはずであり、それに対する信長側からの感想が単に18日に興福寺側に伝えられたと捉えるべきである。

『多聞院日記』の記述は、19日に梅若大夫が演じた能とは無関係であるが、それでもひとつのヒントを与えてくれているように思われる。もし英俊の分析した通り、信長が酒台である「張良」という品物と、張良が出てくる「鞍馬天狗」という能の演目の文脈までを鑑みて、それを気に入らなかったのであれば、19日に梅若大夫によって演じられた「めくら沙汰」にも、何らかの信長の気に障る部分があった可能性もあったのかもしれない。つまりこの時期の信長は、ネガティブな方向で深読みして、それを不服として受け入れないといった否定的なモードに入っていたのかもしれないと考えられるからである。これを別の表現で言うならば「荒さがし」である。こうなると信長の気に入らない者は、何をやっても否定される結果になってしまうであろう。

信長の機嫌が悪くなった「めくら沙汰」とはどのような演目なのだろうか？

既に現代では演じられなくなった番外謡曲として、『[版本番外謡曲集 2 五百番本](#)』には「めくら沙汰」（盲目沙汰）が掲載されている。内容は、兄の六郎、と弟の菊若の家督相続に関する物語で、最後は盲目の兄が家督をつぐという話で、しかもこれは源氏の話となっている。

こうした内容が信長の怒りに触れた可能性もあるのかもしれない。ただどうしてこのタイミングで源氏の兄弟の家督争いについての能などが披露されたのか。その選択に関しては今となっては知る由もないが、そこには何か意図的なものがあったのかもしれないと疑う余地はありそうである。

③ 信長は、御成が実現できなかったことへの不満があり、不機嫌になり折檻した。

饗応をセットとして捉えるならば、関係する要素は「宿・食・舞」である。これらの宿と食において、既にゴタゴタがあり上手くいっていなかった過程は既に考察した通りである。このようにスムーズに行かない状況のなかで総見寺での舞台が始まる。

事前に信長は、光秀に「御成」を言いつけていたとするとどうだろうか。舞は自分の好みの幸若舞であるので良いとしても、能はやはり四座の者であることが王道である。しかし実際の舞台には丹波の梅若大夫が上がって「めくら沙汰」を演じている。ここにおいても光秀がゆるやかに「御成」を阻もうとしたその意図に改めて気づかされることとなった信長を思うと、能を見ながらイライラさせられている信長の心境を容易に推し量ることが出来る。

饗応において光秀を外したにも関わらず、ここにおいてもなお「御成」を成立させないための、光秀の手配の影響（影）を信長は感じたのではないだろうか。そうなるとその怒りは舞台に上がっている梅若大夫に向けられ、能は中断させられることになったという推測も可能であるように思える。そしてその後、幸若大夫が呼び戻されて再び舞が舞われるが、こうして結果的に、信長は舞→能という正統な順番を乱し、自らの手で「御成」の成立を、能においても不成立としてしまったことになる。

さてここから後の信長の行動は、さらに迷走しているように思える。幸若大夫に褒美を与え、また同じく梅若大夫にも、褒美をケチったと思われたいためにも褒美を取らせている。褒美をケチったと思われたくないのは誰に対してだったのか？ 梅若大夫か、あるいはその座にいた盟友である家康か、あるいはその家臣たちだったのか。信長はその場にいたすべての者に対して体面を保って梅若大夫に褒美を取らせたのかもしれない。ただそれでも不自然さを感じる。もし梅若大夫が体をなさないほどの大失態を犯していたのであれば、褒美を与えないことの絶対的な理由を持っていたはずであるし、酷い能を演じたのであれば、その座にいたすべての参加者は、褒美が与えられない事に納得したはずである。

またどの記録を見ても、この梅若大夫の能を鑑賞していた、能に通じた家康と信忠の意見が含まれていない。この両者の感想がどこにも述べられていないところに、むしろ信長の折檻に対しての、彼らの興醒め感というか、白けたムードのようなものを感じさせられる。彼らはこの日の梅若大夫の能に批判的批評を抱いてはいなかったのではないか。そしてこの興を削いだ能鑑賞の楽しみを取り戻すかのように、

信長がまだ京に到着していない、5月26日の清水での能鑑賞を共に楽しんだようにすら思われる。

もし梅若大夫の能が行われている時に、信長が、先に述べた理由（光秀に「御成」が阻まれた）から癩癩を起して梅若大夫を折檻したとするならどうだろう。能を見ていた他の者たちは、なぜ信長が突如、梅若大夫を折檻したかその理由すら良く分からなかったという事態も考えられる。その場にいた津田宗及も「上様御気色あやしく候て直ニしからしられ候」と述べているだけで、梅若大夫が失敗したとは一言も述べていない。

信長の衝動的な怒りが、梅若大夫に向けられたとするならば、何故、幸若大夫と一緒に、梅若大夫にも褒美を取らせたのかの真意が曖昧である。つまり梅若大夫は体を為さない程の失態を演じたのではなく、むしろ褒美に相当するような能を見せていたのではないだろうか。能を中断させ、折檻をした信長であるが、それは家康を始め、能に通じた者達の前であった。こうした能、というよりもむしろ、能も含めた饗応全体の進行が体を為さなくなったのを埋め合わせるかのように、イレギュラーな仕方で幸若大夫が再び舞を演じ、褒美が与えられ、梅若大夫にも褒美が与えられたのである。

さらに『川角太閤記』には、あとから信長は梅若大夫のもとに使いを送り、今度首を刎ねるとまで伝えたとある。これもまた全体のストーリーから整合性を得ない突飛な話であるように思われる。この19日の総見寺の舞台は、すべてにおいてギクシャクとした歯車が常に噛みあっていない饗宴となった印象がある。それは梅若大夫に褒美を取らせていながら、わざわざ首を刎ねると使者まで送った中途半端さにも表れているし、褒美を与えながらその後このようなことを伝えたのでは、むしろ信長は自身の狭量さを露呈してしまっていることにならないだろうか。

この場に居合わせなかった『川角太閤記』の作者の記述がどこまで真実かは定かでないが、やはり信長が梅若大夫を折檻したという紛れもない事実に基づいて、その原因を埋めるために梅若大夫は度々、間違えたという一文を入れたとも推測できないだろうか。

この整合性を欠いた信長の折檻の原因を考えると、表沙汰に出来ない信長の怒りの原因が別に存在していたとも考えられなくない。その理由を考えると、光秀が「御成」を回避すべく、様々な饗応手配の細かな部分で手を回していた事が浮かび上がってくるのである。

④ 信長は、梅若大夫が実際に不出来であったので不機嫌になり折檻した。

一番、分かり易くてシンプルな理由である。一般的にこの説が受け入れており、その折檻の理由は梅若大夫の能が不出来であったからとしている。しかし、先に述べてきた他の3つの可能性を考慮すると、簡単に梅若大夫の能を単に不出来であったからとかたづけしてしまうのは、いささか早計であるように思われる。

本来は翌日の20日に梅若大夫は能を行うはずだったが、19日に変更されたという経緯を見ると、この急なスケジュールの変更が能の出来に大きく影響したとも考えられなくもない。また信長の前で演じることには大きなプレッシャーがあった事も考慮すべき点だろう。能に興ずる息子たちを信長は好ましか

らざると思っていたし、その手ほどきに梅若大夫が関係していた可能性があるならば、信長の梅若大夫を見る目は厳しいものであったに違いない。こうした圧力を梅若大夫は感じて、本来の能を演じる事が難しかったとも考えられる。

さらにもうひとつ検討を要する要素がある。先にも述べたように『猿楽伝記下』には「梅若大夫は其家一流にて先祖信玄の大夫也」という説明がある。信玄が家督を継いでからの年代的な観点から、39世・梅若広長が信玄からの庇護を受けていた可能性はある。その武田家を打倒したことに対するいわば祝勝会が、天正10年安土での饗応であったことを考えると、その時の梅若大夫の心境には複雑なものがあつたのではないかと推測される。かつて自分が仕えていた武田家の滅亡を祝う場で、能を舞わなければならないというのは、何とも皮肉な話ではあるが、こうしたことも不手際（梅若大夫の心境）に何らかの影響があつたとも考えることが出来るのかもしれない。

『猿楽伝記下』は随筆雑著集である『燕石十種』に収められており、岩本佐七が編纂して文久3年（1863年）成立した書籍である。梅若大夫が信玄に仕えていたという記述の出典元を探しているが、まだそれを確認できていないので、これが史実に基づいたものであるかどうかは定かとは言えない。

ただ応仁の乱からの戦国時代に都が荒廃すると、足利将軍家の庇護を受けていた能も窮地に追い込まれた為、畿内を本拠としていた能役者たちは、一座を維持するため、新たなパトロンを求めて地方に下ったことは確かである。例えば、京で人気の高かった三世・観世十郎大夫や、七世・観世大夫（元忠）は、浜松に下り徳川家康の保護を得ていたと記録されている。家康が、自身でも能を舞い、その故実に通じていたのは三河にいた観世元忠を師としていた為である。他にも金春禅鳳は九州の大友氏を頼り、宝生家は小田原の北條氏に仕えたとされている。またツレではないが大鼓方の大蔵二助虎家は、上杉謙信の鼻胤を受けて越後に滞在した後、京へ戻って名を上げたとあり、多くの猿楽師たちが地方と中央を行き来しながら戦国大名による援助を受けていたことが分かっている。

戦国時代は能だけでなく、和歌においても同じことが行われていた。三条西実枝は公家・歌人であり古今伝授の伝承者であったが、『甲信紀行の歌』によれば、実枝は天文16年（1547年）に甲斐国へ下向し、武田一族の武田信繁や大井信常らと歌会を行い。天文21年（1552年）以降京都を離れ、駿河国の今川氏を頼って移住しており、12年間、今川家の庇護を受けた後の永禄12年（1569年）に帰洛している。また庖丁式の公家であった四條隆重も1536年に31歳で『武家調味故実』という料理の書物の編纂を行い、庖丁式を家職化し、四條家再興のために駿河の今川義元のもとに下向している。

このように戦国時代に京で足利家の求心力が減退した為、様々な文化的なジャンルの芸能・伝統の継承者たちはパトロンを求めて、諸国の有力な戦国大名の元に下ることを一般的に行っていたのである。こうした時代的な背景を考えるならば、梅若大夫も支援を求めて、武田信玄に仕えたり、信長に仕えたりしたということも自然な流れであったと考える事は出来るだろう。

もし梅若大夫が武田家に何らかの恩義を感じており、現在、仕えている信長には不満を持っていたとするならば、梅若大夫の失態には、こうした要素がどこか関係している可能性は簡単に切り捨てられない要素であるようにも思えるのである。

梅若家の天正 10 年饗応での能に関する扱い。

以上のように 4 つの可能性を考慮したが梅若大夫が実際に不出来であったのか、あるいは不出来にならざるを得ない仕方で舞台を務めなければならなかったのかについて史実は十分ではなく、現代の我々は断片的な情報から推測するしかない。ただ一般的な歴史観では、梅若大夫の失態および信長の折檻という、いわば氷山の一角のような部分だけが伝えられており、それが深く考慮される事無く定説となってしまうというのが現状である。

また梅若家においても、この件に関する言及は積極的なものではない。無理からぬことではあると思うが、対外的な梅若家の紹介文を読んでもこの件については一切言及されていない。信長および家康の前で能を披露したというのは歴史的にはかなり大きな事跡であったに違いないはずであるが、その結果が不名誉なものであった為、梅若家はあまり触れたくない部分であるのだろう。

先に、信長の前で能を披露したのは誰だったのかを考慮したが、能を演じたのは単に「梅若大夫」とだけ記されているだけで、それが 39 世・梅若広長（妙音大夫）であったことについてもあまり明確には述べられていない。もちろん現代の梅若家からもそうした情報の発信は行われておらず、これも分かりにくさの要因になっているように思われる。

しかも直久という、系図には登場しない人物がこの饗応で能を演じたという説があったり、38 世と同じ名前の家久（実際は広長の別名）が能を演じたという説もあったりと、梅若家に関する郷土史の記述を調べても非常に混乱させられることが多い。こうした背景を見ると、梅若信長が折檻した人物がどの梅若大夫であったのかをあえて名指ししないようにしている、あるいは敢えてそこは曖昧にしているように思われる。

ただ光秀の饗応解任によって歪を起こすように、宿舎、料理、そして能において不手際が生じたことを考えると、能における信長による折檻の原因が単に 39 世・梅若広長の不手際だけでは説明不足であるように思われてならない。ただそれを理論的に支える文献等に基づく根拠は、今後の能研究、あるいは料理における研究の進展が待たれるところである。この点、梅若家による文献公開や、能や饗応料理に関する新たな文献の今後の発見にも期待したい。

天正 10 年の安土饗応は成功したか？

家康に対する饗応について見てきたが、様々な要素を検討すれば、この饗応は失敗だったという事が明らかになってくる。特に信長が行わせようとしたと推測される「御成」については、完全な失敗であり、その為か、信長が「御成」を行おうとしたのではないかという痕跡すら、残された献立や能の構成および文脈から何とか汲み取るしかない。しかしそれこそが足利幕府の再興を願う光秀の望んだことであり、その為に「御成」としての饗応が成立しないための、「御成としての本質の解体」を光秀が非常に巧妙に行ったのではないかという点は、既に重ねて説明した通りである。

食事の献立は残されていないが、5月20日にも家康を招いての食事が行われたことが分かっている。ただ20日の食事の席では、信長が自らお膳を自ら運んできて家康に供したことが『[信長公記](#)』には述べられている。

【信長公記】

信長公御自身御膳を据えさせられ、御崇敬斜ならず。御食過候て、家康公、御伴衆、上下残さず、安土城山に召し寄せられ、御帷下され、御馳走申すばかりなし。

主人が自ら膳を運ぶというのは、かなり異例のことであるが、文献によると信長は何度となく、自らお膳を運んで供することを行っている。以下に信長が行ったその幾つかの例を紹介しておきたい。

ルイス・フロイス

1569年に訪れた、ポルトガル人宣教師のルイス・フロイス一行に対して信長はもてなしを行い、信長は自らフロイスのお膳を運んできたことが『日本史』に書かれている。

【日本史】ルイス・フロイス

思いがけなくも、彼（信長）自身が私のために食膳を持って戻って来て、彼の二男がロレンソのためにもう一つの膳を持って来ました。そうして、彼は「其方たちは突然のおいでであったから、供すべきものもない」と言いました。それから私とその膳を彼の手から受け取って、彼が私に示した手厚いもてなしを謝してその膳を押し頂くと、信長は「汁（飯に添えて食するスープ）をこぼさないように、まっすぐに持たれよ」と言いました。そうして、まだ少年であった彼自身の息子たちは、彼がこんな異常なことをするのを見て、不思議がって、じっと彼を見つめていました。

ここではフロイス一行の為に、信長と息子が共に膳を運んできて給仕したと述べられている。

津田宗及

天正2年（1574年）2月3日、堺の茶人・津田宗及も信長からの同様のもてなしを受けている。信長は岐阜城に宗及を招き名器の数々を揃えて茶会を催す。やがて茶会が終わり、宴となると、信長みずから、ご飯の「おかわり」を運んできたので大いに感じ入ったことが『[宗及他会記](#)』に述べられている。

【宗及他会記】

御飯之再進 殿様御自身被下候
其外 忝仕合大かたならぬ躰二候也

【現代語】

おかわりを殿様自身が下された。その他にも並大抵でない、かたじけないことがあった。

と、宗及は日記に記している。

※ 私は子供の頃に三国志演義を愛読していた。その中で劉備玄德が捕虜として連れてこられた豪傑があると、必ず王座を降りて、自ら縄を解いて上座に座らせて礼を拝することで敵であった者の人心掌握を行っており、始めは感心

して読んでいたが、このパターンが何度か出てくると、子供ながらこれは劉備玄徳の必殺技だなど思うようになった記憶がある。信長のお膳運びもそれと同じで、信長の人心掌握の必殺技であると私は考えている。

フロイスに対して、信長は異国の文化を吸収するには必要な人物であった。食事後「美濃には何度も訪れるように」とフロイスに述べており、信長はイエズス会の外国人を自分にとって役に立つ存在であると認識していた事を示している。また津田宗及は茶人であるが堺の豪商でもあり、信長の経済基盤を支える重要な人物として必ずや取り込んでおきたい人物であったに違いない。

主人が給仕を行うとはかなりのイレギュラーであるが、信長はあえてこうしたパフォーマンスを行う事で、相手の心を掴む術を身に着けていたように思える。それは既存のしきたりのようなものを打ち破る手法でもあり、それ故にこそインパクトがあるので、いかにも信長らしい方法だったと言える。

徳川家康

天正 10 年 5 月 20 日。この日の宴会で信長は家康のお膳を自ら「運んで据えた」ことは先に述べた通りである。翌 21 日に家康一行は安土を離れて京・堺に向かう事になっており、20 日は安土での最後の饗応という事から信長はこのような歓待の意を示したと考えられる。

しかし最終日の 20 日に、信長がこうした行動を取った背景には、やはり 15 日の家康到着から始まった饗応がことごとく不首尾に終わったことに対する、信長の取り繕いのようなものが、お膳を運んでくるという行為によって象徴されているとは考えられないだろうか。逆に言えば、信長自らがお膳を運んで来なければならない程に、饗応全体はまとまりのないもので、ギクシャクとした不首尾ともいえる手配で進められたと推測されるのである。

信長が膳を運んできたことは、家康とその家臣の心を掴むのに効果的であったに違いない。それでも一連の家康への饗応が、もし「御成」として企画されていたとすると、ここでも信長は自らの手で、その成立を打ち壊したことになる。

信長が考えた「御成」の成立は、光秀によってその本質が解体されたことで実質的に意味のないものとされ、そのことを知った信長は、光秀を解任することで、別の家臣によって「御成」を成立させようとしたのかもしれないが、もとより光秀の匹敵するような故実に通じた家臣がいるはずもなく、中途半端で結果的には「おふるまい」となって迷走した饗応が行われることになったものと思われる。またそれだけでなく、信長自身も、①能と舞の順番を変える事によって、さらには②主人が自らお膳を運んで給仕することによって、信長は自分の手で正統な「御成」の成立を結果的には潰してしまったのである。

最後に（今後の研究余地とその可能性）

本文においては天正 10 年の饗応を主に能の観点から考察してみた。もし信長が「御成」を実現させようとしており、それを命じられた明智光秀が、緩やかな仕方で「御成」の要素を解体しながらも、それと同時に饗応役においてはパーフェクトに手配をこなしていたという観点から眺めると、あらゆること（明智光秀＝進士藤延）が腑に落ちるように思える。

またあらゆる有職故実に通じつつ、こうした高度な手配を進めることが出来た明智光秀とは、一体何者であったのかという疑問に対しても、ここで見せた饗応における政治的な駆け引きはある種のヒントを与えるものとなっているのではないだろうか。奉公衆として京の人脈に通じ、同時に文化や故実に通じた洗練された人物ということになれば、必然的に明智光秀とは誰だったかという選択肢は狭められてくるものと思われる。

明智光秀＝進士藤延という、小林正信博士の説は非常に興味深く、この説に基づいた観点から、能や料理において調査を行うならば、裏付けとなる証拠がまだ集められる可能性が感じられる。今回は「能」を中心に考察を進めたが、他にも永録4年の三好邸で行われた「御成」の献立と、天正10年に安土で行われた饗応料理の献立の比較を進めている。素材調達、加工品の扱いに共通点も多く、ここからも父：進士晴舎→子：進士藤延の関係性を導き出すヒントが得られるのではないかと考えている。今後はこうした食文化サイドからの調査を進め、補強を行うことで明智光秀像の解明に貢献できれば幸甚である。

補足資料：梅若家について

梅若家の丹波の本拠地は京都府南丹市日吉町であり、この地を本拠地にして活動を行っていた。「京都府南丹市日吉町殿田イチバ79」の場所に曹源寺があるが、この曹源寺は1535年に創始された曹洞宗の寺であり、ここが梅若家の菩提寺であった。この曹源寺には梅若家の代々の位牌と過去帳があり、歿年月の順に計十九名分が残されている。（※は女性の位牌である）

春香院梅園宗友居士 享保癸卯七月廿五日（氏教）

真光寺殿浮雲德行大居士 仁和四乙巳五月 三日（友時）

洞雲院梅岳玄有居士 延享四丁卯九月二日（氏喜）

徳称院梅永若賜景久大居士 享禄元戊子七月十三日（景久）

春応院梅真静雲浄源居士 天文十三甲辰正月十三日（家久）

宝岸院梅応治慶音大居士 天正十一癸未六月二日（広長）

馨春院梅瑞玄祥居士 寛文三癸卯七月十三日（氏盛）

※ 遥香院梅岑貞薫禅定尼 宝永元癸亥正月 七日

嶺仙院梅岩玄智居士 延宝八庚申八月廿二日（氏久）

※ 椿光院受法貞寿大姉 元禄十三庚辰十二月十九日

南窓院梅覚利圓居士 元禄二己巳九月廿六日（氏重）

※ 光源院照譽宗讚大姉 寛保辛酉十月十五日

鳳仙院梅翁禅蕊居士 宝永元甲申九月廿二日（氏興）

※ 寿光院讚譽貞心大姉 宝暦十三癸未正月十九日

霊運院梅心良香居士 宝永庚寅二月廿四日（氏知）

※ 見光院軟譽妙休大姉 明和八辛卯二月十七日

智芳院梅顔元端居士 賓暦十二壬午正月十三日（?）

涼雲院梅岸白亀居士 文政元戊寅六月十一日（?）

智徳院梅津宗寿居士 文政元戊寅十二月十二日（?）

梅若家は現在、拠点を東京の東中野に置き、56世・梅若玄祥を中心として観世流の能楽を推進している。

参考文献

- 松山米太郎 評註『[津田宗及茶湯日記：評註 他会篇 下](#)』 津田宗及茶湯日記刊行後援会 昭12年
- 桑田忠親 『[信長公記\(史料叢書\)](#)』 新人物往来社 1965年
- 近藤瓶城 編 『[史籍集覧. 19 信長公記](#)』 近藤出版部 1902年
- 近藤瓶城 編 『[史籍集覧. 19 川角太閤記](#)』 近藤出版部 1902年
- 近藤瓶城 編 『[史籍集覧. 19 宇野主水日記](#)』 近藤出版部 1902年
- 伏見宮貞成親王 『[看聞御記](#)』 宮内省図書寮 昭和6-10年
- 京都府教育会何鹿郡部会 編 『[何鹿郡誌](#)』 京都府何鹿郡教育会 大正15年
- 岩本佐七 編 『[猿楽伝記下](#)』 国書刊行会 1907-1908
- 天田郡教育会 『[天田・加佐・何鹿三郡人物誌](#)』 天田・加佐・何鹿三郡教育会 昭和2
- 梅若実 (52世・梅若六郎) 『[梅若実日記5巻](#)』 八木書店 2003年
- 田中義成 『[織田時代史](#)』 明治書院 1926年 3版
- 小林正信 『[明智光秀の乱・天正十年六月政変 織田政権の成立と崩壊](#)』 里文出版 2014年
- 国書刊行会 編『[史籍雑纂. 第二：当代記](#)』 国書刊行会 1911-1912年
- 塙保己一 編『[続群書類従. 第21輯ノ上 合戦部：勢州軍記](#)』 続群書類従完成会 大正12-14年
- 伊藤正義編 『[和泉書院影印叢刊5 風姿花伝 影印三種](#)』 和泉書院 1978年
- 世元能 『[細川十部伝書 世子六十以後申楽談儀](#)』 法政大学鴻山文庫蔵
- 勸修寺晴豊 『[晴豊記](#)』 富山房 明32年
- 高坂弾正 『[甲陽軍鑑](#)』 温故堂 明25-26年
- 小野景湛 『[絳考輯録](#)』
- 英俊 『[多聞院日記](#)』 三教書院 1935-1939
- 塙保己一 『群書類従. 第拾貳輯：[四條流庖丁書](#)』 経済雑誌社 1898-1902 2版
- 塙保己一 『群書類従. 第拾貳輯：[大草家料理書](#)』 経済雑誌社 1898-1902 2版
- 塙保己一 『群書類従. 第拾貳輯：[大草殿より相伝之聞書](#)』 経済雑誌社 1898-1902 2版
- 塙保己一 『群書類従. 第拾貳輯：[大草殿より相伝之聞書](#)』 経済雑誌社 1898-1902 2版
- 伊勢貞春写『[式三献七五三膳部記](#)』 1806年
- 伊勢貞春写『[膳姫折寸法并色々之事](#)』 1806年
- ルイス・フロイス (著), 柳谷 武夫 (翻訳) 『[日本史—キリシタン伝来のころ4](#)』 平凡社 1970年
- 塙保己一 『[続群書類従. 第23輯ノ下 武家部：天正十年安土献立](#)』 続群書類従完成会 大正12-15年
- 観世庄右衛門元信 田中允 編『[校本四座役者目録：近代観世方連師手之事](#)』 わんや書店 1955年
- 伊藤正義 編 『[版本番外謡曲集 2 五百番本](#)』 臨川書店 1990年
- 川島英子 『[まんじゅう屋繁盛記 塩瀬の650年](#)』 岩波書店 2006年
- 熊倉功夫 『[日本料理の歴史](#)』 吉川弘文館 2007年
- 梅若六郎玄祥 他 『[観梅問題の一〇〇年：梅若流の樹立から観世流への復帰まで](#)』 武蔵野大学能楽資料センター紀要
- 島崎稔 『[芸能社会と家元制度 上](#)』 社会学評論 3巻 (1952-1953) 4号 p. 131-156
- 島崎稔 『[芸能社会と家元制度 下](#)』 社会学評論 4巻 (1954) 1-2号 p. 101-134
- 室木彌太郎 『[幸若とその系譜](#)』 近世文藝 4巻 (1957) p. 11-19